

第5期出雲市障がい福祉計画

第1期出雲市障がい児福祉計画

平成30年度(2018)～平成32年度(2020)

(案)

平成30年(2018)3月

出 雲 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 社会情勢	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の対象期間	6
4. 計画の策定体制	6
第2章 計画の基本方針	7
1. 障がい福祉サービスの質の向上	7
2. 障がい者の生活を地域全体で支える地域共生社会実現 に向けたシステムの構築	8
3. 施設入所や入院から地域生活への移行	11
4. 福祉就労から一般就労へ	12
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	13
第3章 計画達成状況及び計画目標	17
1. サービスの達成状況と目標【総論】	18
2. 障がい福祉サービスの達成状況と目標	20
3. 障がい児通所支援の達成状況と目標	36
4. 地域生活支援事業の達成状況と目標	41
第4章 障がい者等の自立に向けた事業の推進	52
1. 事業の現状と今後	52
第5章 計画の推進に向けて	55
1. 計画の推進体制	55
2. 計画の進行管理	55
3. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織体制と活動	55

出雲市における「障害」表記について

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本計画においても、この取扱いによりひらがな表記することを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

出雲市では、これまで障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが人間としての尊厳と権利を尊重され、自立し、社会参加することができ、健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざし、平成9年(1997)に「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定し、「心づくり」「地域づくり」そして「都市づくり」に積極的に取り組んできました。

地域共生社会を実現するために、障がい者及び障がい児とその家族、市民、相談支援事業所や障がい福祉サービス提供事業所と行政が、障がい者施策推進協議会を中心に、協働する実施体制を構築しています。

これまでの取組で、障がい者及び障がい児が地域社会でともに暮らす環境は、徐々に整えられてきました。しかし、障がい者及び障がい児の住居や就労の場の確保は不十分であり、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援をさらに充実していく必要があります。

そのため、本計画では地域共生社会の実現に向けて、特に①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備に努めます。

1. 社会情勢

年 号	法 令 等
平成18年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者自立支援法の施行・ 国連総会での障害者の権利に関する条約採択
平成19年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の権利に関する条約に日本が署名
平成22年	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の成立
平成23年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布・ 障害者基本法の改正
平成24年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の公布・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成25年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正
平成26年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の権利に関する条約の批准、発効
平成28年	<ul style="list-style-type: none">・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布（平成30年(2018)4月1日施行）

(1) 障害者自立支援法の成立

平成15年(2003)に身体障がい者、知的障がい者、障がい児を対象として、従来の行政処分としての措置制度からサービスの利用者とサービスを提供する施設、事業者が対等の立場に立って契約に基づくサービスを提供するための契約制度に移行することを目的として、支援費制度が導入されました。支援費制度の施行後、在宅サービスの利用者数の増加、障がい種別ごとのサービス格差、サービス水準の地域格差、在宅サービス予算の増加と財源問題等の課題が生じたため、こうした課題に対処するために、平成17年(2005)に障害者自立支援法が公布され、平成18年(2006)から施行されました。

障害者自立支援法は支援費制度で生じた課題を改善するために、①身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がい一元化、②利用者本位のサービス体系に再編成、③安定的な財源の確保、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の透明化・明確化の5つの視点を取り入れました。

平成21年(2009)12月に国において障がい者制度改革推進会議が設置され、障害者基本法の根本的な改正、障害者差別禁止法、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法などの検討が行われ、平成22年(2010)12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(いわゆる「つなぎ法」)が成立しました。

この法律では、応能負担の原則、発達障がいを対象とする相談支援の充実、障がい児支援の強化、グループホーム、ケアホームへの家賃助成等が強化されました。

(2) 障がい者総合支援法の成立

障害者自立支援法に代わる法律は、平成24年(2012)6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障がい者総合支援法」という。)となり、平成25年(2013)4月から施行されました。障がい者総合支援法は、平成23年(2011)8月の障害者基本法の改正の目的規定を踏襲し、「自立」の代わりに新たに「基本的人権を享受する個人としての尊厳」を明記し、障がい福祉サービス給付に加え、地域生活支援事業による支援をあわせて、総合的に行うこととしました。

また、障がい福祉サービスの対象に難病患者等を加え、重度訪問介護の対象を知的障がい者・精神障がい者にまで拡大し、ケアホームをグループホームへ一元化しました。

さらに、地域共生社会を実現するため、平成25年(2013)4月から市町村が実施する地域生活支援事業に、新たに障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業を追加しました。また、障がい程度区分に代わる障がい支援区分にもとづく支給決定などの見直しが行われました。

(3) 改正障がい者総合支援法と改正児童福祉法の施行に向けて

平成28年(2016)5月には、参議院本会議において「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年(2018)4月から施行されることとなっています。今回の法律改正は、障がい者総合支援法が平成25年(2013)に施行された際、施行後3年を目途として見直すこととされていたことによる改正であり、改正のポイントは、①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の3点であり、障がい者等が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する一層の支援を図るための新しいサービス（自立生活援助、就労定着支援）（※1、2）の創設や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の支援対象の拡大）（※3、4）を図るほか、児童福祉法の改正により、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、平成30年度(2018)から都道府県及び市町村において「障がい児福祉計画(平成30年(2018)～平成32年(2020))」を策定することとなりました。

さらに、サービスの質の確保・向上を図るために、補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とすることとなります。加えてサービスの質の向上に向けて、都道府県ではサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度が設けられます。

※1 自立生活援助

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、病院等を利用していた障がい者等が居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や障がい者からの相談に応じ、必要な助言を行うサービス（利用期間：1年間、条件付きで更新可）

※2 就労定着支援

事業所に新たに雇用された障がい者に対して、事業所での就労の継続を図るために、事業所の事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行うサービス（利用期間：3年間、1年毎に支給決定期間を更新）

※3 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障がい児等について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導を提供するサービス

※4 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

全国の乳児院や児童養護施設の入所者に占める障がい児の割合は、3割程度（乳児院28.2%、児童養護施設28.5%/平成24年度(2012)）となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が必要なことから、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（直接支援）を行うとともに、施設職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方について助言等（間接支援）を行うサービス

(4) 障がい者の権利に関する法整備

平成18年(2006)、第61回国連総会本会議において、「障害者の権利に関する条約」(以下「障がい者権利条約」という。)が採択され、日本はこの条約に平成19年(2007)に署名しました。その後、国においては、障がい者権利条約批准に向けて国内的な環境整備を行うこととし、平成23年(2011)8月の障害者基本法の改正や、障がい者総合支援法の成立、平成25年(2013)6月の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障がい者雇用促進法」という。)の改正等、様々な法整備が行われました。

そうした一連の経緯の中で、平成23年(2011)6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障がい者虐待防止法」という。)が成立し、障がい者の虐待防止に国と自治体の責務が定められ市町村、都道府県の窓口として、それぞれ市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。

また、平成25年(2013)6月には、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化し、それが遵守されるための具体的な措置等を規定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障がい者差別解消法」という。)が公布され、平成28年(2016)4月から施行されました。

これらの法整備等によりひととおりの国内の障がい者制度の充実がなされたことから、平成25年(2013)10月に、障がい者権利条約締結に向けた国会での議論が始まり、同年11月の衆議院本会議、12月の参議院本会議において、全会一致で障がい者権利条約の締結が承認され、平成26年(2014)1月に批准書を国連に寄託、同年2月に我が国において発効されました。

(5) 障がい者の権利に関する市の取組

① 障がい者虐待防止センターの設置

障がい者虐待防止法の施行を受けて、平成24年(2012)10月に「出雲市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する通報に対し24時間体制で対応する体制を構築しました。

② 障がい者差別相談センターの設置

障がい者差別解消法の施行を受けて、平成28年(2016)4月に障がいを理由とする差別に関する相談窓口として「出雲市障がい者差別相談センター」を設置し、障がい者差別の解消に向けて、関係機関と連携し、調整に取り組んでいます。

③ 手話の普及の推進に関する条例の制定

ろう者(手話を言語として日常生活または社会生活を営む聴覚障がい者)の手話による意思疎通を図る権利が尊重され、手話を使用しやすい環境の整備を図ることを目的として、平成29年(2017)9月に島根県内の自治体で初の「出雲市手話の普及の推進に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、手話に関する施策を実施し、ろう者とろう者以外の者が互いに認め尊重し合う地域社会の実現に取り組めます。

2. 計画の位置づけ

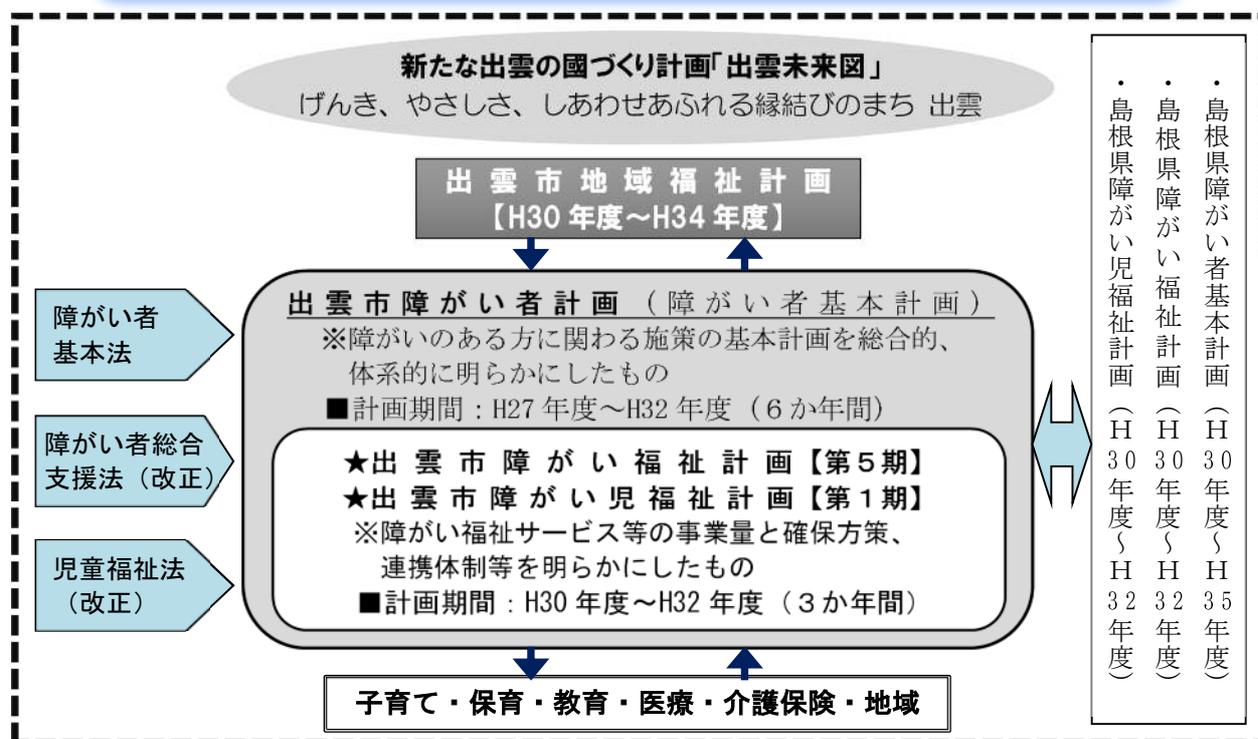
本計画は、「障がい者総合支援法」第88条に基づく市町村福祉計画であるとともに、平成28年(2016)に改正された児童福祉法第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として、両計画を一体的に策定しました。

本計画により、障がい者等が望む地域において、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が確保される体制整備を行うため、本市の必要なサービス量を見込むとともに、サービス提供水準の向上を図ります。

また、障がい福祉計画の基本的な方向性を示す出雲市障がい者計画（平成27年度(2015)～平成32年度(2020)）や島根県障がい者基本計画（平成30年度(2018)～平成35年度(2023)）、島根県障がい福祉計画（平成30年度(2018)～平成32年度(2020)）及び島根県障がい児福祉計画（平成30年度(2018)～平成32年度(2020)）との調和を保ちながら策定しました。

さらに、市のまちづくりの方向性を示した『新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」』における取組や、福祉計画の上位計画である「出雲市地域福祉計画」と連携するとともに、平成29年度(2017)策定の他の福祉関連計画である「第7期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「出雲市子ども・子育て支援事業計画」など関連する計画等との関係性についても強化していきます。

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の位置づけ



3. 計画の対象期間

計画期間は、平成30年度(2018)から平成32年度(2020)までの3年間です。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
前 障がい者計画			障がい者計画 (障害者基本法) 6か年					
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画 (障がい者総合支援法) 3か年			第5期障がい福祉計画 (障がい者総合支援法) 第1期障がい児福祉計画 (児童福祉法) 3か年		

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス提供事業所への調査を行い、障がい福祉サービスの見込量や施設整備状況、地域移行の状況、平成30年度(2018)からの新規事業への参入予定等を把握するとともに、必要に応じて障がいのある方の団体の皆様から意見を聴取し計画に反映しました。さらに、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映しました。

また、関係機関、団体の代表、事業所の代表、学識経験者等で構成する出雲市障がい者施策推進協議会において計画内容を審議しました。

第2章 計画の基本方針

1. 障がい福祉サービスの質の向上

(1) 相談支援体制の一層の充実と質の向上

障がい者の主体的な生活を尊重し、自己選択、自己決定を支援するために、障がい者の様々な課題に対して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う相談支援事業（基本相談支援（※1）、地域相談支援（※2）、計画相談支援（※3））を実施しています。

また、障がい者の地域生活を継続的に支援するため、全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス等利用計画等の作成や定期的なモニタリングを行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供を実施しています。

さらに、障がい者のケアマネジメントを担う相談支援専門員の一層の充実を図るために、毎月定例開催する出雲市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）サービス調整会議では、各相談支援事業所から事例提供をいただき、よりよい支援について検討しています。また、平成29年度(2017)から協議会運営会議で相談支援専門員の人材育成として研修会を企画、実施し、質の向上を図っています。

加えて、「出雲市指定特定相談支援事業者等指導及び監査要綱」に基づく相談支援事業所への指導を平成28年度(2016)から実施しています。

引き続き、相談支援事業所と協働して、相談支援体制の一層の充実と質の向上に努めます。

※1 基本相談支援

障がい者総合支援法第77条に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として障がい者等からの様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う。

本市は、この事業を島根県が指定する「指定一般相談支援事業所」、若しくは本市が指定する「指定特定相談支援事業所」の中から9事業所に委託している。

※2 地域相談支援

施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行う地域移行支援(利用期間：6か月)と、地域でひとり暮らしをしている障がい者と常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談を行う地域定着支援があり、島根県が「指定一般相談支援事業所」として指定している。

※3 計画相談支援

障がい者の心身の状況や置かれている環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画を作成する「サービス利用支援」とサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行う「継続サービス利用支援」があり、本市が指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所として指定している。

(2) 障がい福祉サービス提供事業者の質の向上

障がい福祉サービス提供事業者が、障がい者それぞれのニーズに合った質の高いサービスを提供するため、障がい福祉サービス提供体制を確保していきます。

障がい福祉サービス現場におけるスタッフの人材育成は、事業者の責任で取り組むことが基本ですが、行政には、各事業者が様々な課題等に対応できるよう必要な研修等を実施したり、情報を提供したりするなどの支援が求められます。

本市では、平成30年度(2018)の改正障がい者総合支援法や改正児童福祉法の施行を見据え、平成29年度(2017)から協議会の専門部会を再編成し、サービス事業者の人材育成や資質向上を図るためのサービス管理責任者やサービス提供責任者を部員とする「ささええる専門部会」を立ちあげました。

また、サービス提供事業者の質の確保と向上を図るため、平成28年度(2016)から島根県と合同で事業所の実地指導も実施しています。今後も、市として障がい福祉サービス提供事業者の質の向上に努めます。



2. 障がい者の生活を地域全体で支える

地域共生社会実現に向けたシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムの構築

障がい者等が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送るために、地域包括ケアシステムの構築をめざし、市として、協議会サービス調整会議等で、関係者が情報共有や連携を行っています。

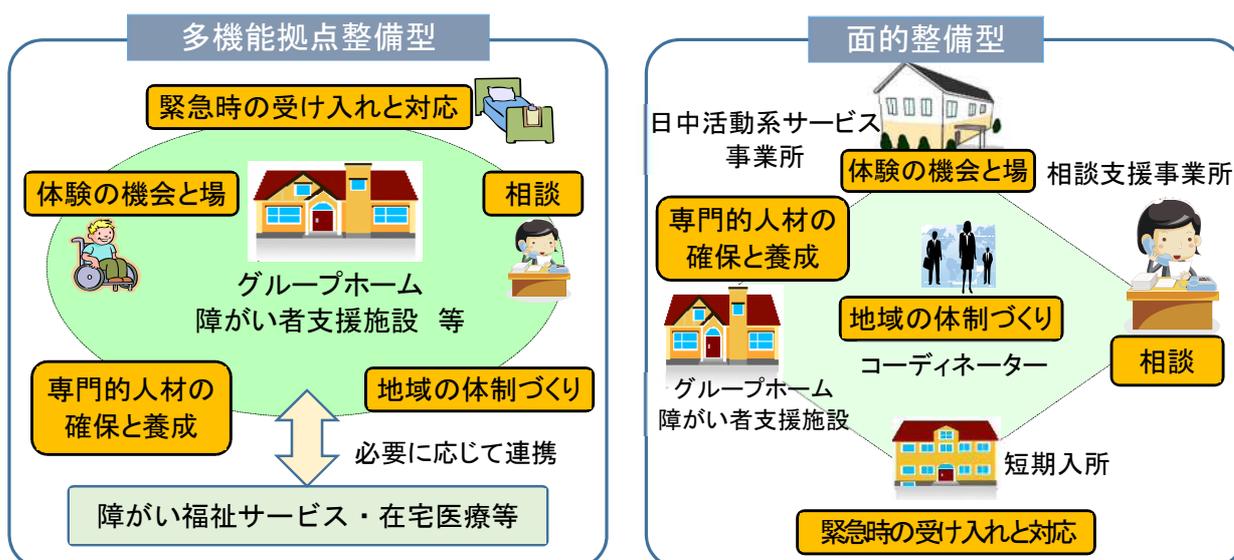
障がい者等が地域の一員として生活を行うため、市や医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域住民等が連携して、誰もが自分らしく活躍し、相互に助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざします。

また、国の基本指針においては、障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」(以下「拠点」という。)を整備することとされています。

地域の実情に応じた創意工夫により、次の5つの機能を組み合わせた拠点を平成32年度(2020)末までに、市町村または各圏域に少なくとも1か所整備するとされています。

- ① 相談(地域移行、親元からの自立等)
- ② 体験の機会と場(一人暮らし、グループホーム等)
- ③ 緊急時の受け入れと対応(ショートステイの利便性・対応力向上)
- ④ 専門的人材の確保と養成(人材の確保・養成、連携等)
- ⑤ 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

【地域生活支援拠点の整備型イメージ図】



本市においては、この5つの機能のうち①相談、④専門的人材の確保と養成⑤地域の体制づくりの3つの機能については、2か所の機能強化相談支援事業所、9か所の委託相談支援事業所を中心としてネットワーク化を図り、取り組んでいるところです。

今後、この3つの機能をさらに強化するとともに、拠点整備に向け、協議会を中心に地域におけるニーズや課題の整理を行い、「出雲らしい」拠点のあり方を検討します。

(2) 発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者に対する支援の一層の充実

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者の支援は法律の改正等もあり充実しつつあります。特に発達障がいや高次脳機能障がいについては相談件数も増加し、相談内容も複雑化しているため今後とも支援の一層の充実が必要です。

平成17年(2005)4月の発達障害者支援法の施行や平成28年(2016)の同法改正により、発達障がい者への理解や支援は広がってきていますが、乳幼児期からの早期の気づきとライフステージに沿って継続したより一層の支援が求められています。「島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ」及び各関係機関、本市関係各課と連携し支援を行います。

高次脳機能障がいは、平成16年度(2004)に精神障がい者保健福祉手帳の交付対象となりました。認知面のリハビリ的支援により時間をかけて回復することが分かっていますが、そのためには長期的な生活支援や就労支援を必要とします。引き続き、高次脳機能障がい者ミニデイサービス事業を実施します。高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議(※1)に参加し、地域の関係機関・団体等とのネットワークの充実を図る

※1 高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議

出雲圏域における高次脳機能障がい者の社会生活自立に向けた支援について検討するため、医療・福祉・行政等の関係機関が参加する会議

とともに、研修会情報等の積極的な発信やパンフレットの配布等により高次脳機能障がいへの理解を深めるための啓発に取り組みます。

難病患者への支援については、島根県を中心に、難病対策地域協議会の開催、訪問相談事業、患者家族会の自主活動支援等が行われています。本市では、難病対策地域協議会への参画、家族のつどい、巡回相談等の周知を行うほか、今後も医療機関をはじめ、出雲保健所、しまね難病相談支援センター等と連携を図り、必要な障がい福祉サービスの利用に向け支援を行います。

(3) 介護保険制度と連携した支援

介護保険制度優先であるため、障がい者が65歳以上になると介護保険サービスに移行することとされています。ただし、介護保険制度にないサービスは障がい福祉サービスを引き続き利用できます。平成30年度(2018)、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、新たに共生型サービス事業所が位置づけられます。

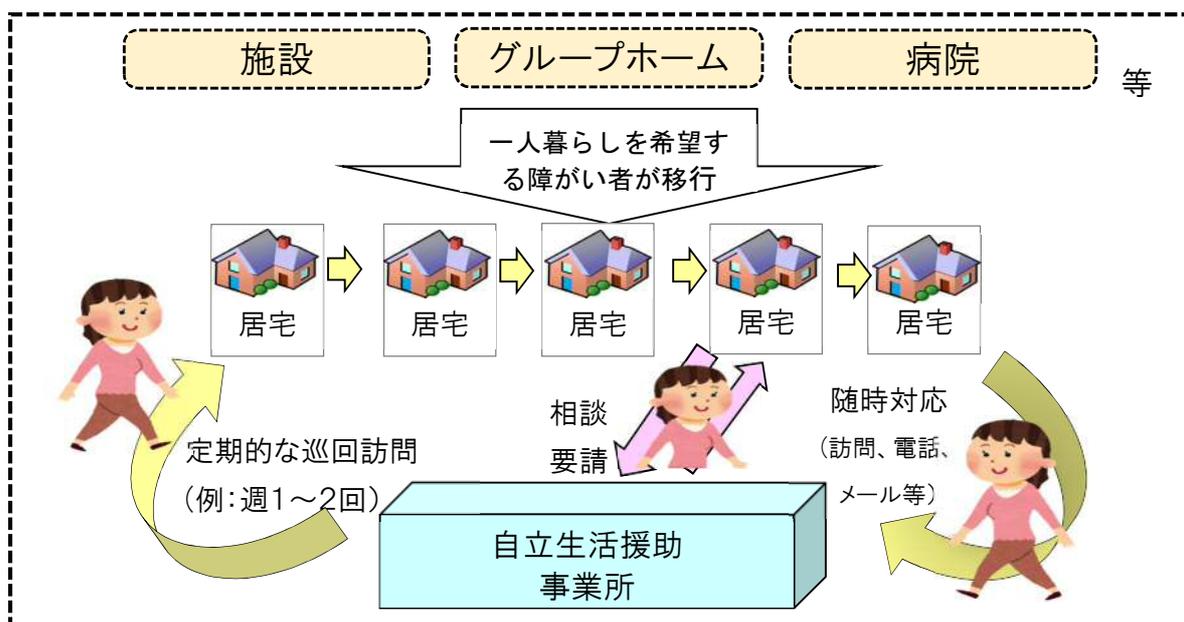
障がい者が必要とするサービスは多様であるため、介護保険サービスに移行しても安心して生活が送れるように、引き続き、必要な障がい福祉サービスの提供に努めます。

また、高齢障がい者を支援するために、介護保険担当課、地域包括支援センター(高齢者あんしん支援センター)、介護保険事業所等と障がい福祉に関する連携を強化します。

(4) 自立生活援助の利用に向けて

自立生活援助は、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)、病院等を利用して障がい者等が、集団生活ではなく居宅等における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や障がい者からの相談に応じ、必要な助言を行うサービスで、平成30年度(2018)から創設されます。市として、このサービスを利用し、障がい者が望む地域で安心して生活することができるよう支援体制を整えます。

【自立生活援助】



3. 施設入所や入院から地域生活への移行

(1) 地域生活移行者の増加

地域相談支援や、平成30年度(2018)から創設される自立生活援助を利用し、障がい者が望む地域でその人らしい充実した生活を実現できるよう必要な支援体制を整えます。

また、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主との入居手続き支援等を行う住宅入居等支援事業による支援も実施しています。

国の基本指針では、平成28年度(2016)末時点の施設入所者の9%以上が平成32年度(2020)末までに地域移行することを目標としています。しかし、本市においては、障がいの程度が軽い障がい者については、既に積極的な取組による地域移行が進んでおり、退所が困難な重度の障がい者が施設に入所している状況であるため、平成28年度(2016)末時点の施設入所者317人のうち、15人が地域生活へ移行できるよう見込みます。

したがって、地域生活移行者数については、平成28年度(2016)末時点での施設入所者の4%以上が、平成32年度(2020)末までに地域生活へ移行できることを目標とします。

(2) 施設入所者の減少

入所施設は、居室の個室化やユニット化、不審者の侵入防止等の安全管理のため、全国的に施設ごとの定員が減少傾向にあります。本市においても、入所定員の減少が見込まれます。

施設入所者数は、平成32年度(2020)末時点で310人と見込んでいます。

したがって、施設入所者数については、平成28年度(2016)末時点での施設入所者から平成32年度(2020)末までの施設入所者は、およそ2%の減少を見込みます。

■施設入所者の地域生活への移行、人数の数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	317人	平成28年度末時点の施設入所者数
平成32年度末時点の入所者数(B)	310人	平成32年度末時点の施設入所者数
差引(A)-(B)	7人 2.2%	差引減少見込み数
地域生活移行者数	15人 4.7%	施設入所から共同生活援助(グループホーム)等へ移行した者の数

4. 福祉就労から一般就労へ

(1) 就労移行支援推進による一般就労移行者の増加

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関として、市内には「出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ」(以下「リーフ」という。)があります。リーフでは、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら就業支援を実施しています。リーフへの障がい者からの相談件数は、平成27年度(2015)は4,694件、平成28年度(2016)は5,919件と増加しており、就業面、生活面双方において障がい者から認知され、確実に実績をあげています。

本市では、引き続きリーフや就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)利用者の一般就労への移行者を平成28年度(2016)実績の24人から、平成32年度(2020)末までに、その1.5倍の36人となるよう努めます。

また、平成28年度(2016)末の就労移行支援事業所利用者は42人でした。利用者の増加を図り、事業所利用者を平成32年度(2020)末までにその1.2倍以上の50人以上となることをめざします。加えて、平成30年(2018)4月施行の障がい者雇用促進法改正による法定雇用率引き上げ(※1)により、一般就労への就労移行率が3割以上の事業所が平成32年度(2020)末までに全体の5割以上となることをめざします。

さらに、平成24年(2012)に成立した「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障がい者優先調達法)に基づき、毎年度「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスの調達に際しては、障がい者就労施設等から優先的に購入等を図るよう努めています。

■福祉就労から一般就労への移行者数の数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度移行者数	24人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成32年度移行者数	36人 1.5倍	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■就労移行支援事業所の利用者数の数値目標

項目	数値	考え方
平成28年度利用者数	42人	平成28年度において就労移行支援事業所を利用した者の数
平成32年度利用者数	50人	平成32年度において就労移行支援事業所を利用する者の数
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所割合	50%	平成32年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合

※1 法定雇用率引き上げ

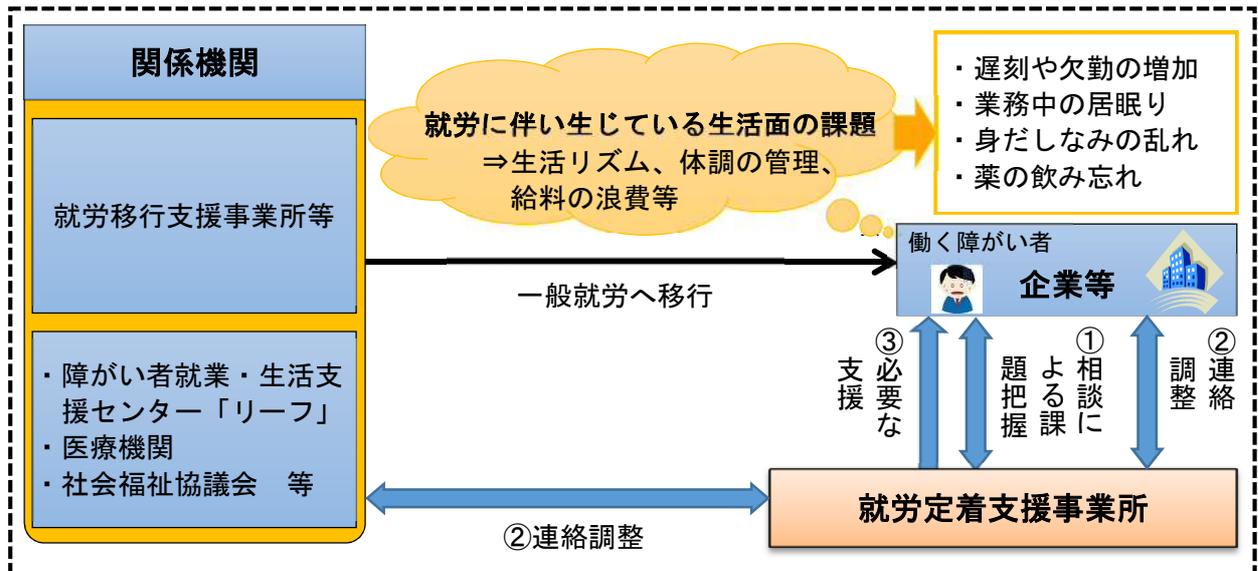
障がい者の法定雇用率(事業主に課せられた障がい者雇用の義務)が、平成30年(2018)4月に引き上げられる。

(民間企業:2.0%→2.2% 国・地方公共団体:2.3%→2.5% 都道府県等教育委員会:2.2%→2.4%)

(2) 就労定着支援の利用に向けて

企業等の事業主、障がい福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整等を行う就労定着支援が、平成30年度(2018)から創設されます。市として、企業等に就職し、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者を支援する事業所の体制を整えます。これにより、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が、それぞれの年度末時点で8割以上となるよう努めます。

【就労定着支援】



5. 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの機能強化

地域の中核的な療育支援施設として、専門機能を活かした児童発達支援センターは、地域の障がい児やその家族の相談や障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等の機能を持つものです。本市には、平成24年度(2012)に2か所、平成25年度(2013)に1か所が設置され、計3か所の児童発達支援センターの設置により、障がい児への専門的な地域支援を幅広く行うことができるようになりました。この3か所を中心に、他の児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化し、重層的な障がい児支援の体制の整備を進めます。

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、今後も利用者が増えることが予想されますので、市内全域での受け入れ状況を見ながら、身近な地域で療育が受けられる体制整備を引き続き行います。

(2) 保育所等訪問支援対象拡大と居宅訪問型児童発達支援体制の整備

保育所等訪問支援事業を実施する事業所は、市内に8事業所あります。訪問先は、保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブなど児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたものです。平成30年度(2018)から、この事業の訪問先が拡大され、乳

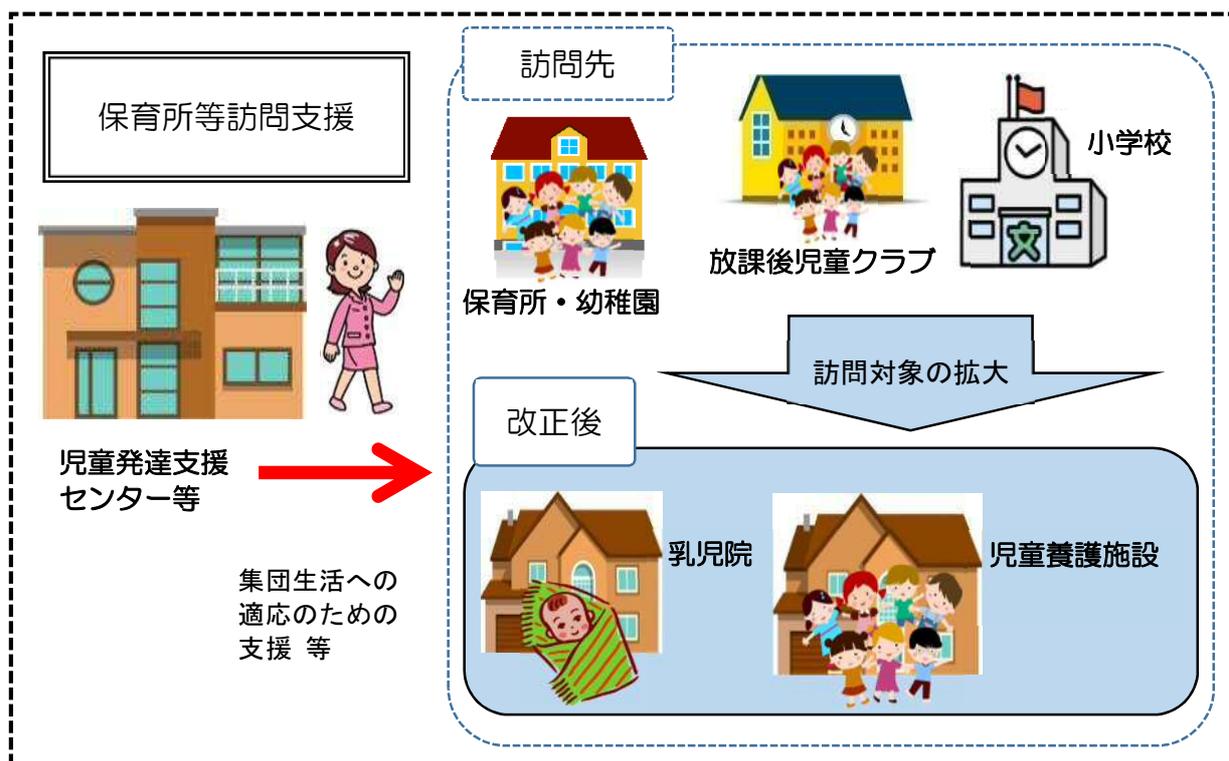
児院や児童養護施設も訪問先となります。

全国の乳児院や児童養護施設に占める障がい児の割合は3割程度（乳児院28.2%、児童養護施設28.5%/平成24年度(2012)）となっています。職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が必要なことから、平成30年度(2018)から保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。同時に、施設職員に対しても障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方について助言等を行います。市内には、対象となる乳児院や児童養護施設はありませんが、他市町村の乳児院や児童養護施設に入所し、本市を援護地とする障がい児の利用の可能性があります。

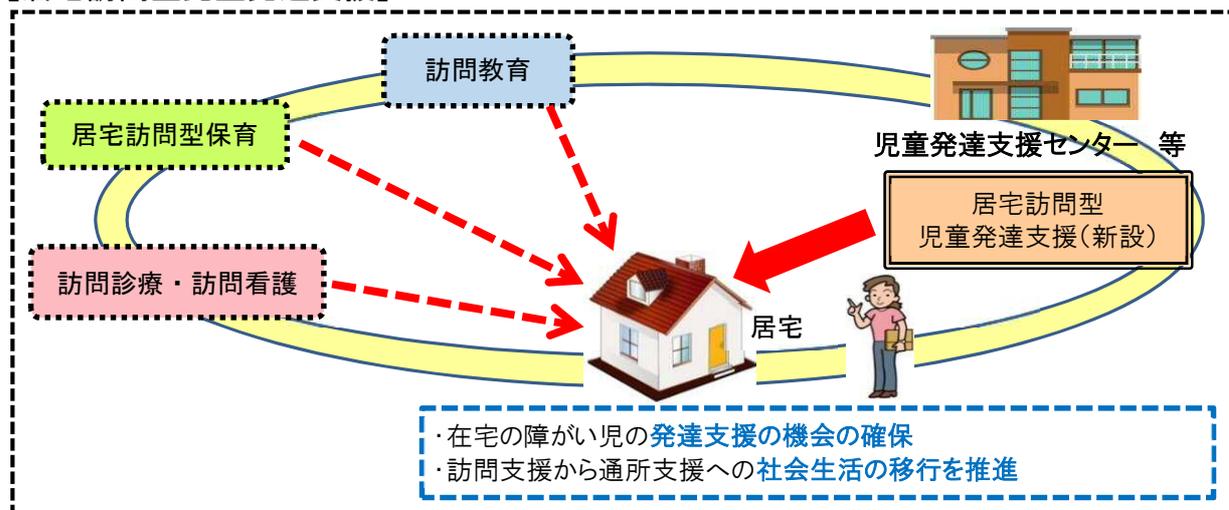
また、居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障がい児等について、居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導を提供するもので、平成30年度(2018)から創設されます。

本市では、平成30年度(2018)以降、数人程度の利用希望があると把握しており、居宅での支援体制整備に努めます。

【保育所等訪問支援】



【居宅訪問型児童発達支援】



(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

利用者からのニーズを的確に把握し、平成32年度(2020)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に少なくとも1か所以上確保するよう努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加しており、平成27年(2015)の医療的ケア児は全国で1万7千人と推計されています。

出雲保健所を中心に、出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会が設けられ、保健、医療、福祉、教育等切れ目のない支援や障がいや発達に応じた支援体制の整備、関係者の資質向上が図られています。この検討会に、本市関係課も積極的に参加し、医療的ケア児支援のための協議を行います。

また、関係者で構成するサービス調整会議において、事例検討を通して、課題の抽出を行うとともに、相談支援専門員の質の向上に取り組みます。

【医療的ケア児の支援体制】



出典：出雲保健所『在宅療養支援ファイル』

(5) 保育、保健、医療等の関係機関と連携した支援

ライフステージに沿った切れ目のない障がい児及びその家族支援を行うため、保育、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関及び島根県重症心身障害児（者）を守る会等の当事者団体との連携を強化します。

(6) 障がい児相談支援体制の一層の充実と質の向上

障がい児相談支援体制の一層の充実を図るために、相談支援事業所を対象とした研修会や、「出雲市指定特定相談支援事業者等指導及び監査要綱」に基づく相談支援事業所への指導を実施し、相談支援事業所と協働して、相談支援体制の一層の充実と質の向上に努めます。

また、障がい児やその家族の主体的な生活を尊重し、支援するため、障がい児の様々な課題に対して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

第3章 計画達成状況及び計画目標

障がい者総合支援法に基づき提供されるサービスは、大きく分けて「自立支援給付」と地域の実情や利用者の状況に応じて事業を実施する「地域生活支援事業」の2つがあり、児童福祉法に基づくサービスは「障がい児通所支援」があります。

自立支援給付は、「障がい福祉サービス」、「自立支援医療」、「補装具」に分類され、地域生活支援事業には、市が必ず実施しなければならない事業として、「相談支援」、「意思疎通支援」、「日常生活用具給付」、「移動支援」、「地域活動支援センター」、「成年後見制度利用支援」等があります。

■ 障がい福祉サービス等の体系図



1. サービスの達成状況と目標【総論】

(1) 訪問系サービス

第4期計画期間は、サービス利用者が増加する一方で、一人当たりの利用時間は減少し、利用実績は計画値を下回る結果となりました。これは、利用者個々の要因もありますが、利用者ニーズや支援の必要性にあわせたサービス支給量の適正化に努めたことが影響していると考えます。

本計画では、利用者が望む地域で生活を送ることができるよう引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

第4期計画期間は、多くのサービスで計画値どおり、または計画値を上回る利用実績となりました。

特に就労系サービスについては、新規事業所の参入も多く、利用者が増加しました。

一方、就労系サービス利用者の加齢による能力低下等のため、生活介護への移行も増加してきています。

本計画では、引き続き利用者ニーズや支援の必要性にあわせたサービス支給量の適正化に努めるとともに、提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

第4期計画期間は、共同生活援助（グループホーム）の利用増加と施設入所支援の減少を見込んでいましたが、いずれも計画を達成することはできませんでした。

グループホームは、障がい者支援施設や病院に入院している障がい者等が地域生活へ移行するために必要な資源です。本計画では引き続き施設整備を推進し、提供体制の確保に努めます。

施設入所支援は、居室の個室化やユニット化、不審者の侵入防止等の安全管理のため、全国的に施設ごとの定員が減少傾向にありますので、本市においても、入所定員の減少が見込まれます。

本計画では、引き続き、本人の特性と能力に応じ、共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などの利用を適切に判断し、サービスが提供できるよう努めます。

(4) 相談支援

本市では、サービス等利用計画作成のためのマニュアルを作成し、障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成する体制を整えてきました。

第4期計画期間では、計画値をやや下回る実績となりましたが、マニュアルで継続サービス利用支援（モニタリング）期間を標準化した結果であり、引き続き、現在の障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成する体制を維持するよう努めるとともに、相談支援専門員の質の向上と提供体制の確保に努めます。

(5) 障がい児通所支援

第4期計画期間においては、サービスを利用する障がい児とサービス提供事業所の増加により、利用実績が計画値を大幅に上回る結果となりました。

しかし、放課後等デイサービスについては、サービス提供事業所が不足しており、利用者の希望どおりのサービスが提供できない面もあります。放課後等デイサービスは単なる居場所ではなく、適切な療育や訓練が行われるべきサービスであり、量的整備とともに、サービスの質の向上が必要です。

国は、障がい児支援の質の向上と支援内容の適正化を図ることを目的に、平成27年度(2015)に「放課後等デイサービスガイドライン」を策定しました。

また、平成29年度(2017)には、児童発達支援管理責任者の資格要件や人員配置基準等が厳格化されました。

本計画では保育所等訪問支援も含めた、質の高いサービス提供に努めるとともに、ニーズの多様化にあわせたきめ細やかな対応に努めます。

(6) 障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障がいの疑いの段階から支援をしていく早期支援が求められているため、第4期計画期間においては、年々利用者が増加し、計画値を大幅に上回る結果となりました。

障がい児支援は障がい児とその家族も含めた支援であるため、障がいの状態や年齢に応じて保育、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携した支援が必要です。

本計画では、引き続き利用者全員のニーズに応じた適正なサービス等利用計画を作成することができるよう相談支援専門員の質の向上を図るとともに、その提供体制の確保に努めます。



2. 障がい福祉サービスの達成状況と目標

(1) 訪問系：在宅で利用する訪問や通所のサービス

① 居宅介護等

障がい支援区分1以上の障がい者に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【達成状況及び計画目標】

平成28年度(2016)以降、サービスを多く必要とする利用者の入院や施設への入所等が重なり、利用時間が減少する結果となったため、第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

近年の利用人数についてはほぼ横ばいですが、障がい者とその介護者の高齢化も進むため、サービス量・利用者ともにゆるやかに増えていくと見込みます。サービス提供事業所の職員が不足している状況であり、サービス提供体制の確保が求められます。

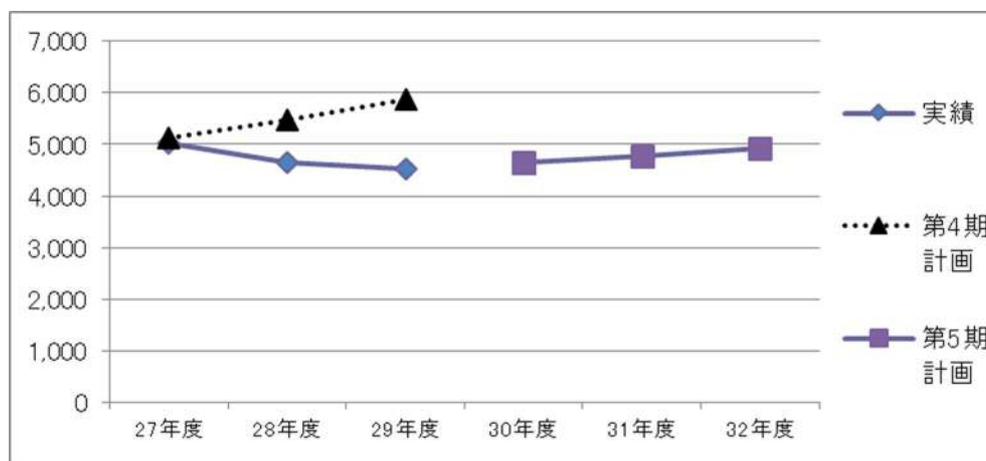
なお、居宅介護等には、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護も含まれます。

(時間/月)

居宅介護	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	5,119	5,477	5,860	4,638	4,777	4,921
実績	5,023	4,658	4,532			
対前年伸び率	107%	93%	98%	102%	103%	103%
実人数	339	357	347	355	366	377

*平成29年度分は見込み

(時間/月)



(2) 日中活動系：入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

① 生活介護

地域や入所施設で、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者（障がい支援区分3以上（50歳以上は障がい支援区分2以上））に対し、主に昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体的機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、概ね計画値どおりの利用実績となりました。

施設入所者、通所者ともに昼間の活動の場として生活介護の需要が多く、利用者が増加傾向にあります。

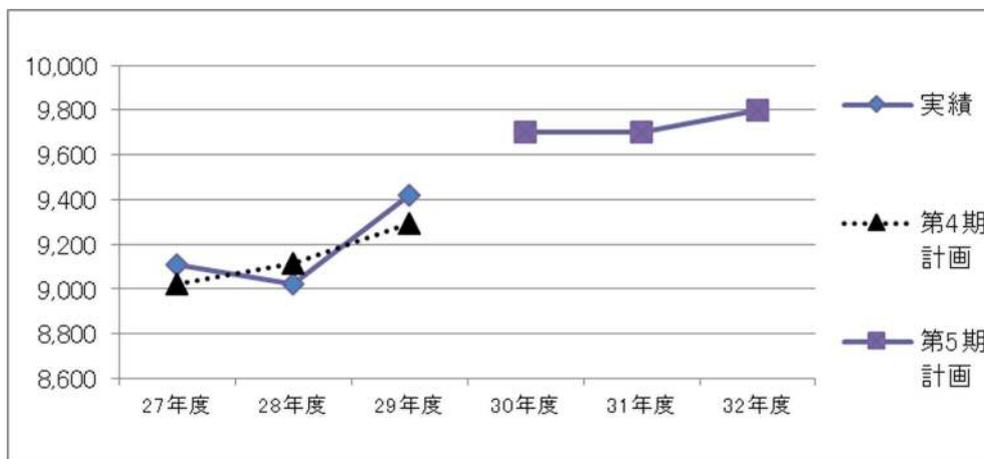
事業拡張等による定員の増加も予定されているため、利用増を見込みます。

(人日/月)

生活介護	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	9,023	9,113	9,295	9,702	9,702	9,799
実績	9,111	9,020	9,420			
対前年伸び率	104%	99%	104%	103%	100%	101%
実人数	531	515	538	554	554	559

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者や難病等対象者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること、または居宅を訪問することにより理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談、助言等必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間の最終年度には、概ね計画値どおりの利用実績となりました。

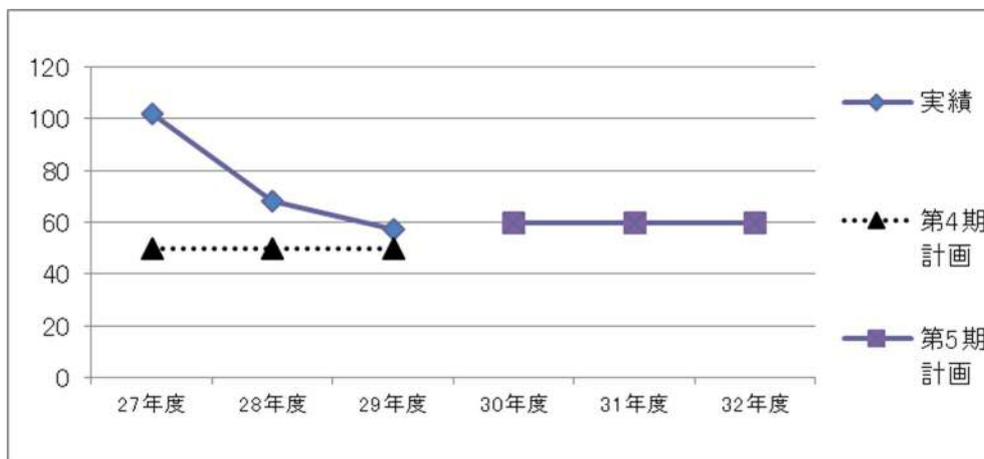
平成27年度(2015)は3人が週3日利用していたため、利用実績が多かったものの、市内のサービス提供事業所は1か所で、利用期限（原則1年6か月間）もあることから、利用は横ばいになると見込みます。

(人日/月)

自立訓練 (機能)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	50	50	50	60	60	60
実績	102	68	57			
対前年伸び率	200%	67%	84%	105%	100%	100%
実人数	7	10	8	9	9	9

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること等により入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

利用期限（原則2年間）があることから、利用実績については年度ごとに変動があります。

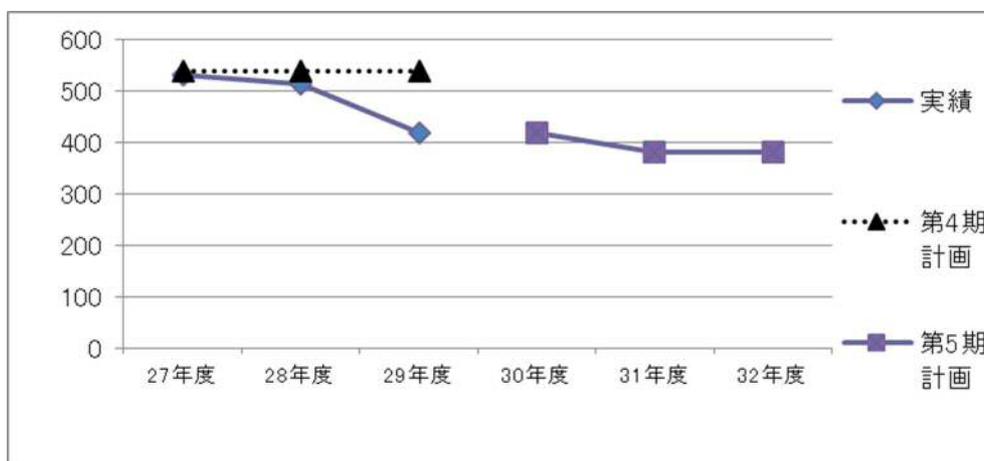
利用者は減少傾向にあり、事業所の定員減も予定されているため、利用減を見込みます。

(人日/月)

自立訓練 (生活)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	540	540	540	418	381	381
実績	531	515	418			
対前年伸び率	110%	97%	81%	100%	91%	100%
実人数	46	43	35	35	32	32

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



④ 就労移行支援

就労を希望し、単独での就労が困難で就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用が見込まれる者に生産活動、職場体験等の活動の機会の提供や、そのために必要な訓練、求職活動支援、職場開拓、就職後に必要な支援を行います。利用期限は、原則2年間です。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。特に平成29年度(2017)は新規事業所の参入により、計画値を大幅に上回っています。平成27年度(2015)以降、就労継続支援B型の新規利用については、一般就労または就労移行の経験が必要となったことや、事業所の事業拡張等による利用定員の増加も予定されるため、利用増を見込みます。

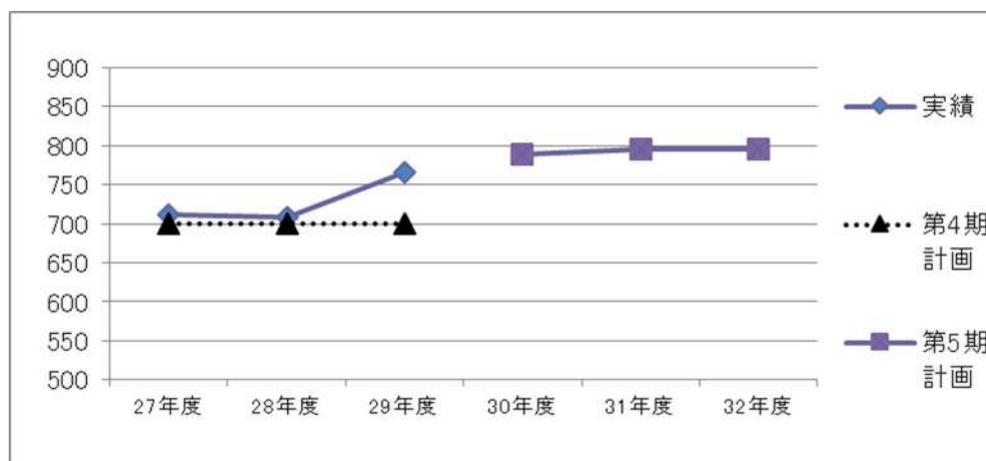
また、一般就労への移行を希望する障がい者が、平成30年度(2018)新設の就労定着支援と併用することにより、一般就労移行者の増に努めます。

(人日/月)

就労移行支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	700	700	700	788	796	796
実績	712	709	765			
対前年伸び率	104%	100%	108%	103%	101%	100%
実人数	80	87	94	97	98	98

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



⑤ 就労継続支援 A 型

企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。

養護学校等の新卒者を中心に利用者の増加が見込まれます。また、事業所の事業拡張等による利用定員の増加も予定されているため、利用増を見込みます。

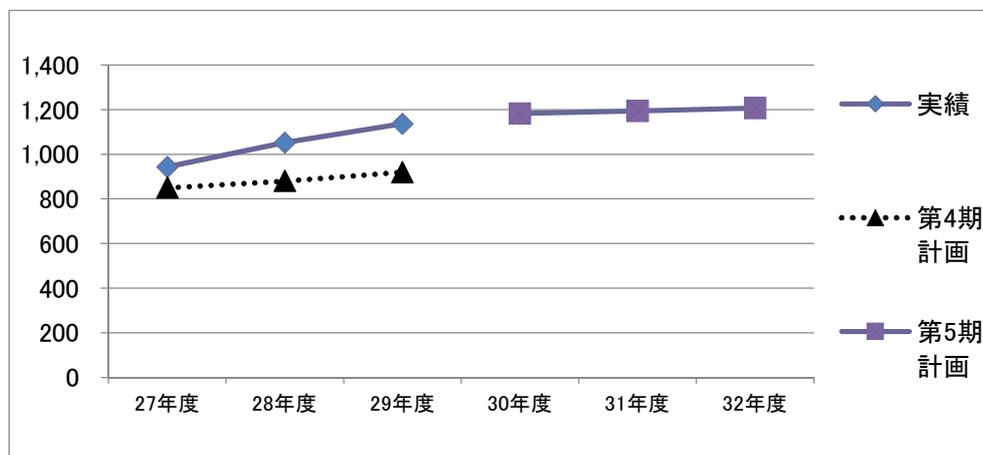
また、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

(人日/月)

就労継続支援 A 型	第 4 期			第 5 期		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	850	880	920	1,183	1,194	1,206
実績	944	1,053	1,137			
対前年伸び率	114%	112%	108%	104%	101%	101%
実人数	56	66	67	70	70	71

*平成 29 年度分は見込み

(人日/月)



⑥ 就労継続支援 B 型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、必要な訓練その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

事業所数の増加と、年度ごとの利用者の増加もあり、第 4 期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。今後も、利用者の増加が見込まれ、事業所の事業拡張等による利用定員の増加も予定されているため、利用増を見込みます。

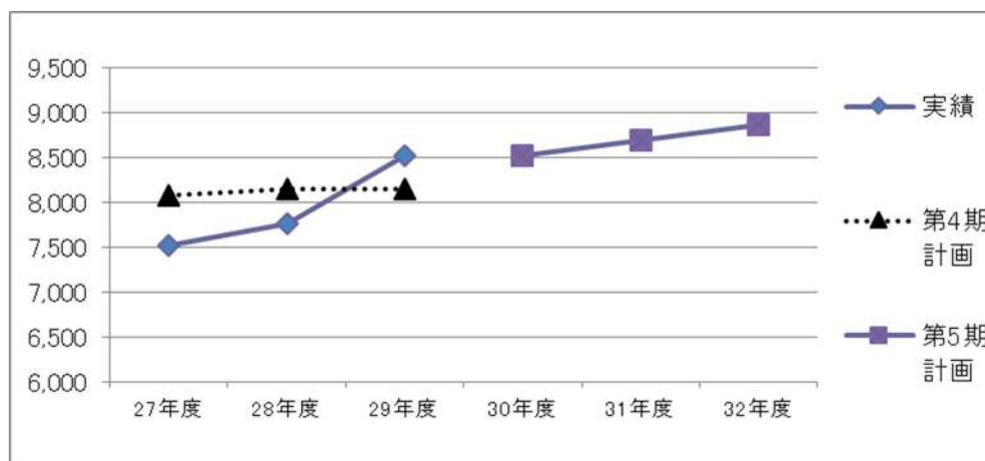
また、障がい者の経済的自立のため、工賃向上に向けた取組も支援するとともに、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

(人日／月)

就労継続支援 B 型	第 4 期			第 5 期		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	8,070	8,150	8,150	8,519	8,690	8,863
実績	7,509	7,752	8,519			
対前年伸び率	101%	103%	110%	100%	102%	102%
実人数	533	548	602	602	614	627

*平成 29 年度分は見込み

(人日／月)



⑦ 就労定着支援（新設）

平成30年度(2018)から新設されるサービスで就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間（原則3年間）行います。

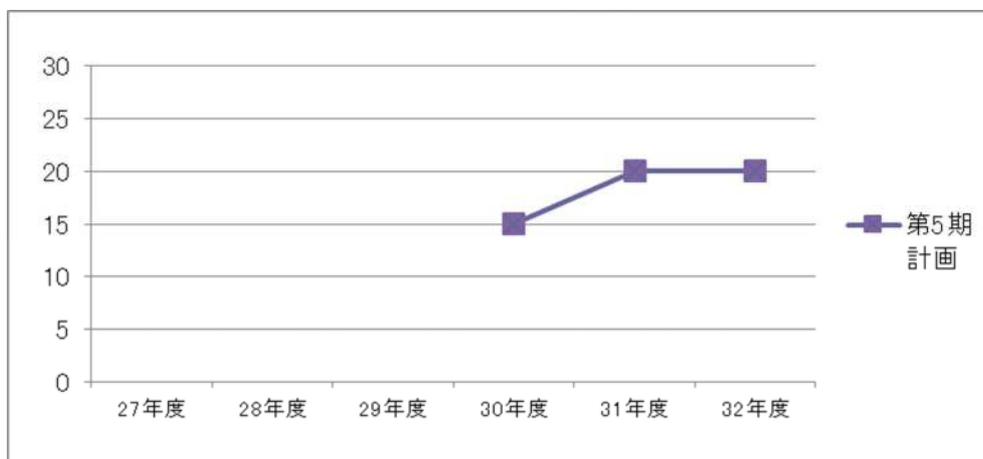
【計画目標】

平成30年度(2018)以降、5事業所の参入が予定されています。「出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ」や就労移行支援事業所との調整や連携が課題です。

(人/月)

就労定着支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	15	20	20
実績	-	-	-			
対前年伸び率	-	-	-	-	133%	100%

(人/月)



⑧ 短期入所支援

障がい支援区分が1以上の障がい者等に対し、居宅で介護を行う者の疾病等の理由で障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者につき、短期間の入所により入浴、排せつ及び食事等の必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、概ね計画値を下回る利用実績となりました。

介護者の休息等のために利用されています。新たな事業拡張等の予定もないことから、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

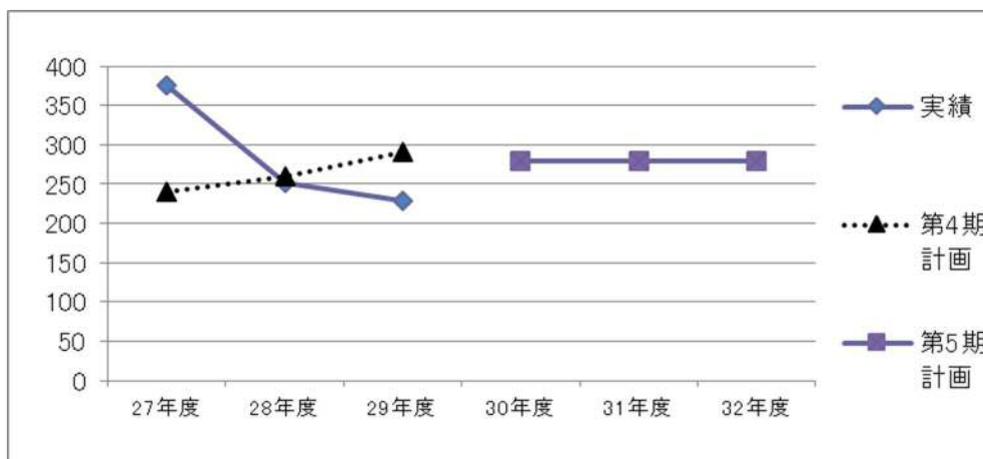
緊急時には事業所の受入れが難しいこともありますが、介護の必要度等の利用者情報を事業所へ提出するなどして、利用者や家族の利便性向上に努めます。

(人日/月)

短期入所支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	240	260	290	279	279	279
実績	375	252	228			
対前年伸び率	102%	67%	90%	122%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



⑨ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で主として昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話や療養介護のうち医療に係るものの提供を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。

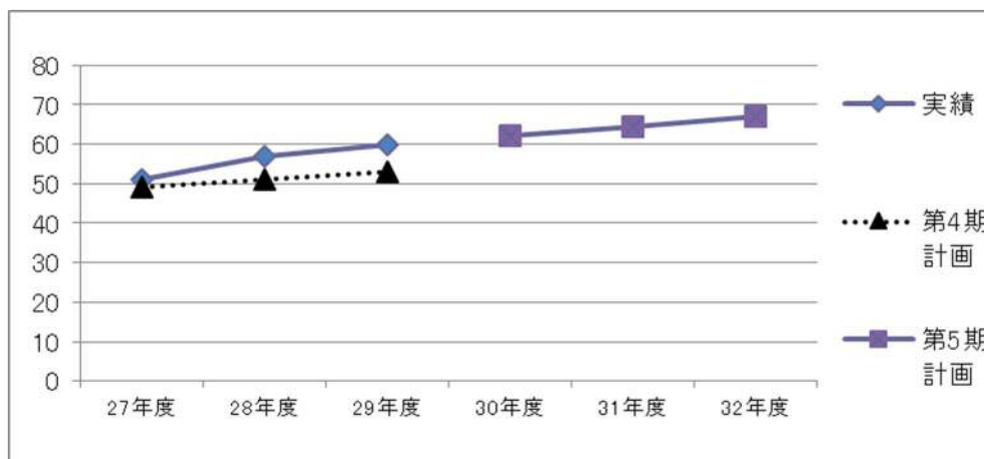
市内に事業所がなく、対象者が限定されるサービスであるため、利用に大きな変動はないと見込みます。

(人/月)

療養介護	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	49	51	53	62	65	67
実績	51	57	60			
対前年伸び率	106%	112%	105%	103%	105%	103%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



(3) 居住系：入所施設等での住まいの場としてのサービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において相談、入浴、排せつまたは食事の介護等必要な日常生活上の援助を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

一人暮らしを希望する障がい者からの需要が多いサービスであり、平成30年度(2018)新設の自立生活援助との併用により地域移行を推進します。

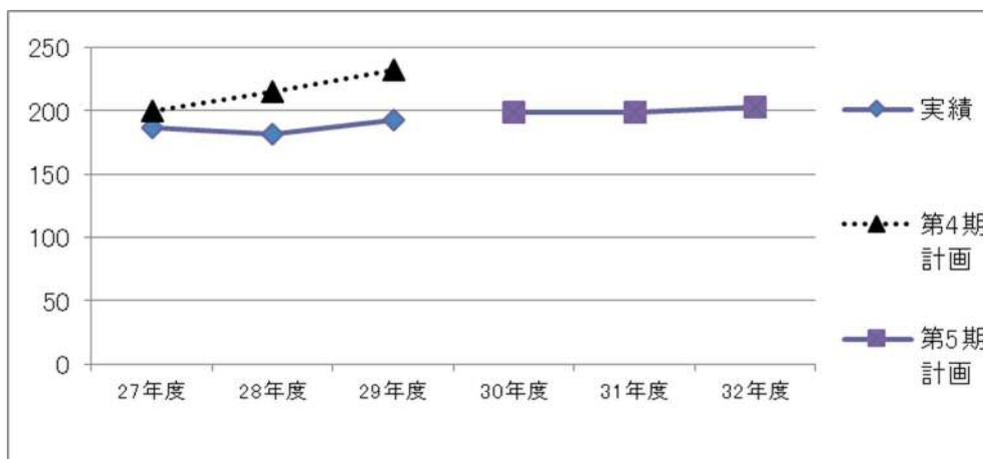
今後、施設整備も予定されているため、利用増を見込みます。

(人/月)

共同生活援助	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	200	215	232	199	199	203
実績	187	182	193			
対前年伸び率	101%	97%	106%	103%	100%	102%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



② 施設入所支援

生活介護を受けている者で障がい支援区分が4（50歳以上は障がい支援区分3）以上の施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。

入所施設は、居室の個室化やユニット化、不審者の侵入防止等の安全管理のため、全国的に施設ごとの定員が減少傾向にあります。本市においても、入所定員の減少が見込まれます。

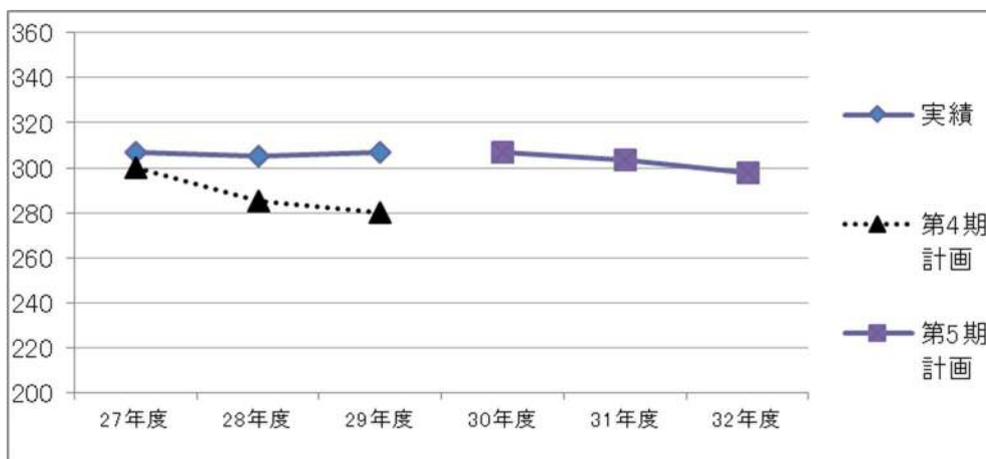
また、一人暮らしを希望する障がい者については、施設からの退所（地域移行）を推進し、平成30年度(2018)新設の自立生活援助との併用により退所後の生活支援に努めます。

(人/月)

施設入所支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	300	285	280	307	304	298
実績	307	305	307			
対前年伸び率	99%	99%	101%	100%	99%	98%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



③ 自立生活援助（新設）

平成30年度(2018)から新設されるサービスで、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者等で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題を確認し必要な助言や医療機関等との連絡調整や利用者からの相談、要請に随時対応します。

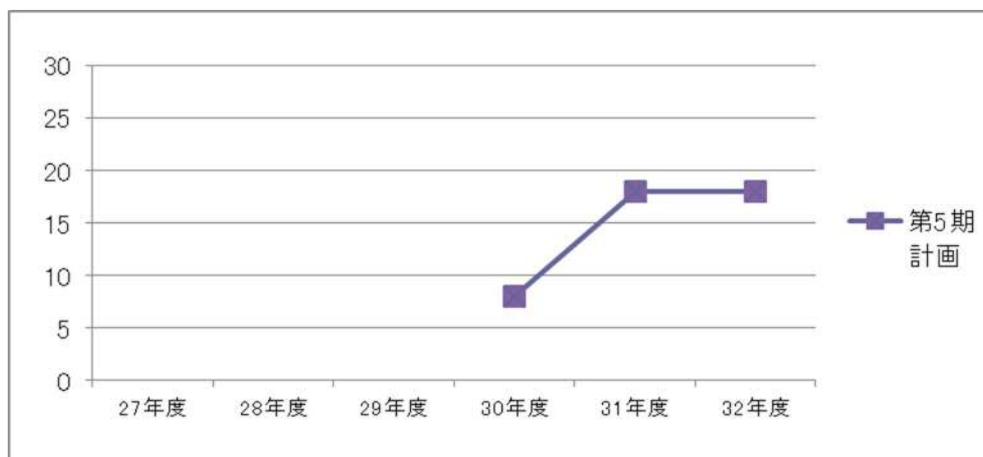
【計画目標】

平成30年度(2018)に2事業所、平成31年度(2019)に1事業所の参入が予定されています。支援内容について、相談支援専門員や居宅介護のヘルパーとの連携や調整が課題です。

(人/月)

自立生活援助	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	8	18	18
実績	-	-	-			
対前年伸び率	-	-	-	-	225%	100%

(人/月)



(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス等利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行います。

【達成状況及び計画目標】

利用は増加傾向にありますが、利用者毎のモニタリング期間が伸びたため、第4期計画期間は、計画値をやや下回る利用実績となりました。

今後も利用の大きな変動要因がないため、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

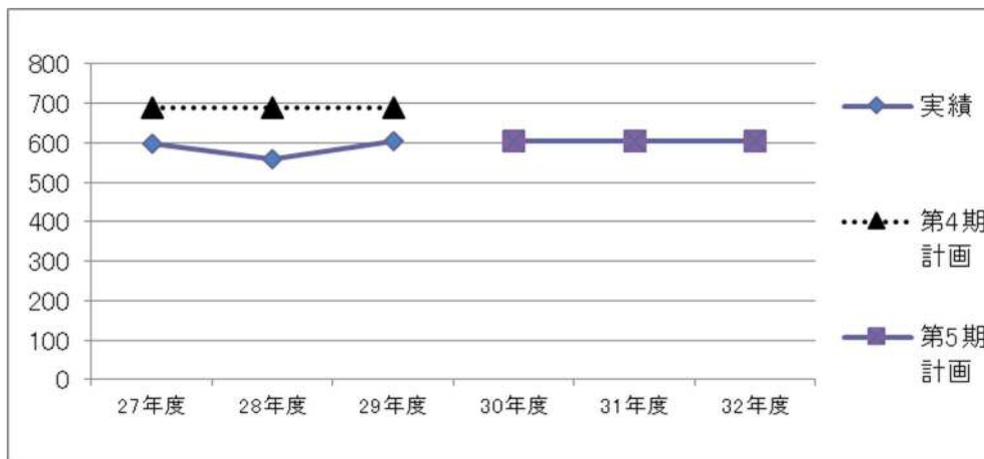
相談支援専門員が不足している状態であり、提供体制確保に努めます。

(人/月)

相談支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	690	690	690	606	606	606
実績	598	560	606			
対前年伸び率	120%	94%	108%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保等必要な支援を行います。利用期間は、原則6か月間です。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

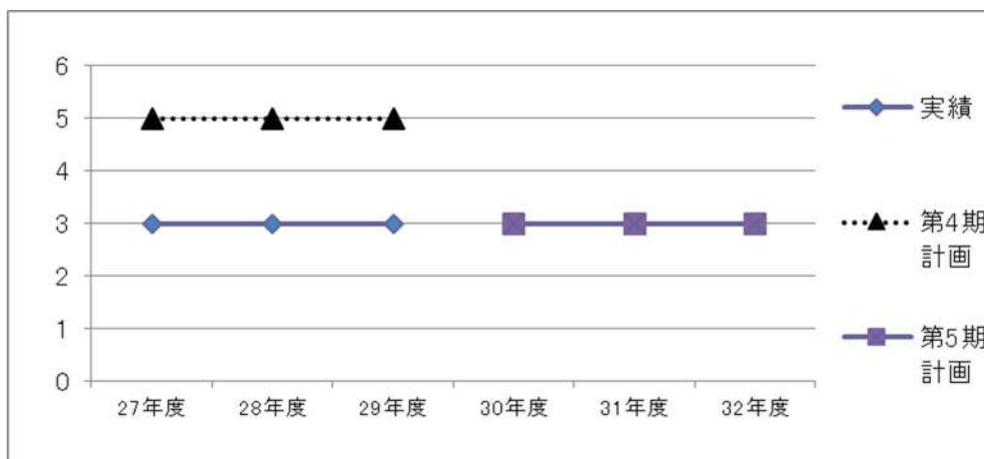
利用者数についても、横ばいの状況が続いています。平成30年度(2018)に新設される自立生活援助と併用利用し、障がい者の地域移行に向けた支援に努めます。

(人/月)

地域移行支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	5	5	5	3	3	3
実績	3	3	3			
対前年伸び率	150%	100%	100%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

緊急対応が必要な利用者が増加傾向にあるため、第4期計画期間は、計画値を上回る利用実績となりました。

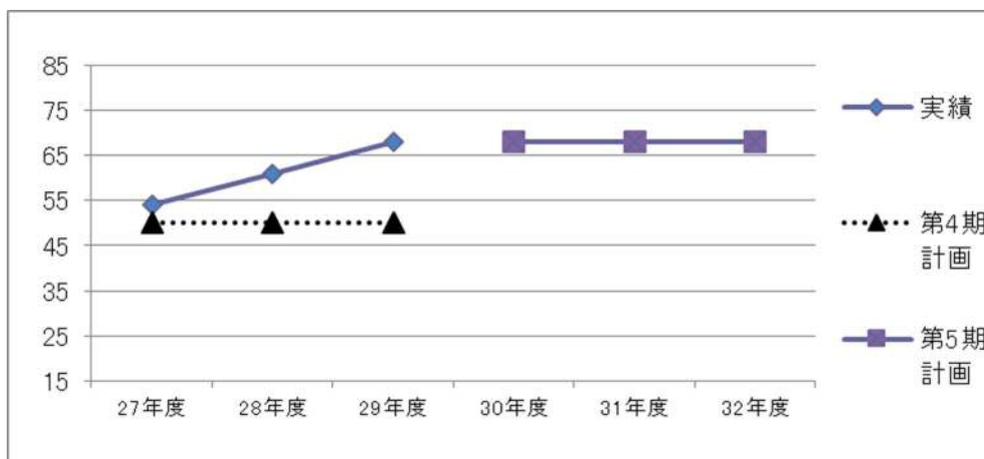
平成30年度(2018)新設の自立生活援助の利用もあるため、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

(人/月)

地域定着支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	50	50	50	68	68	68
実績	54	61	68			
対前年伸び率	104%	113%	111%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



3. 障がい児通所支援の達成状況と目標

(1) 障がい児通所支援：障がい児の通所等を支援するサービス

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

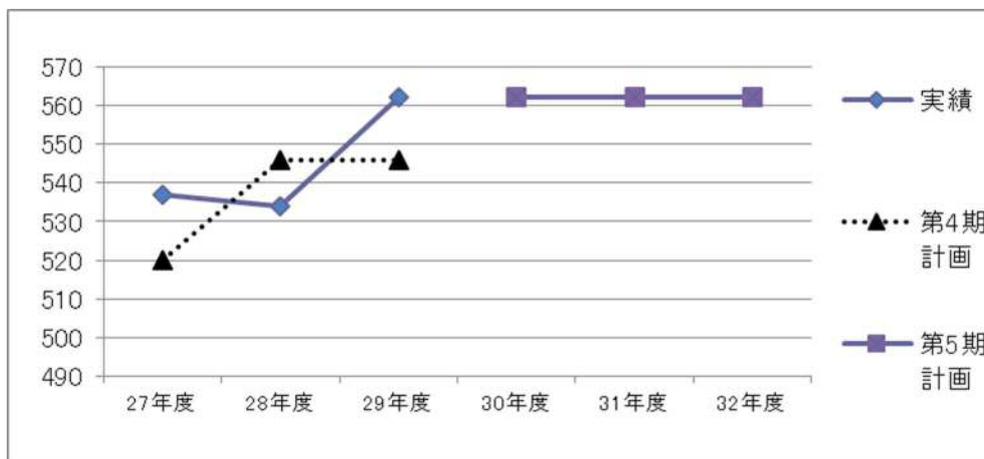
第4期計画期間は、計画値を概ね上回る利用実績となりました。利用者の増加に伴い、事業所数も増加していましたが、今後は、事業所の利用定員の縮小が予定されているため、ほぼ横ばいの利用を見込みます。

(人日/月)

児童発達支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	520	546	546	562	562	562
実績	537	534	562			
対前年伸び率	97%	99%	105%	100%	100%	100%
実人数	111	117	123	123	123	123

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定された学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。利用希望者の増加にあわせ、これまでも受け入れ人数を拡大してきましたが、事業所の定員超過、人員不足から希望するサービスが提供できない面もあります。

今後も、事業所の事業拡張等が見込まれているため、利用増を見込みます。

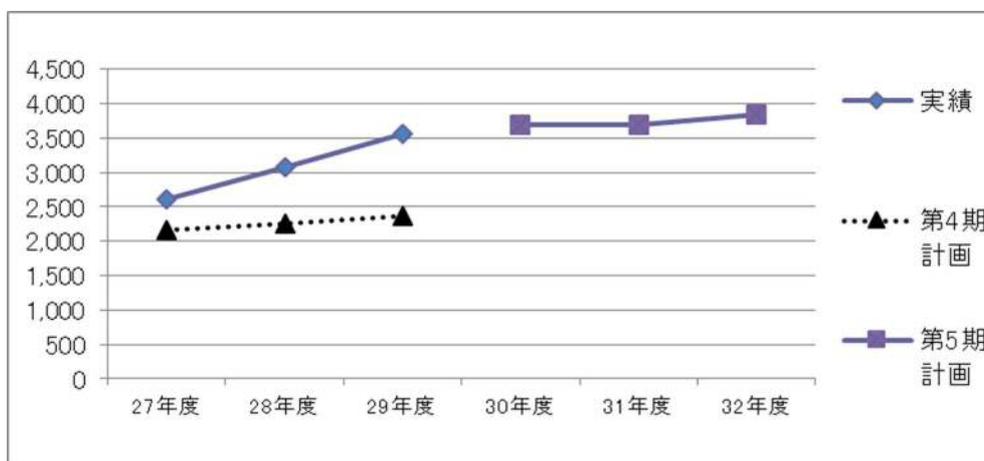
引き続き、サービス提供体制の確保に努めます。

(人日/月)

放課後等デイサービス	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	2,160	2,260	2,360	3,698	3,698	3,846
実績	2,611	3,074	3,556			
対前年伸び率	121%	118%	116%	104%	100%	104%
実人数	256	275	318	331	331	344

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



③ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児のほか、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対し、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【達成状況及び計画目標】

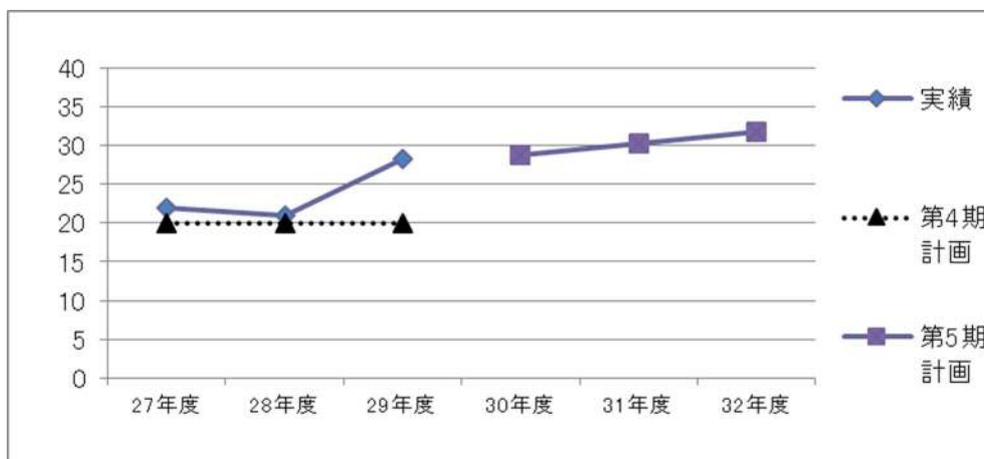
関係機関に制度が認知されたこと等により、平成29年度(2017)は計画を大きく上回る利用実績となりました。利用ニーズが多く、利用増を見込みます。

(人日/月)

保育所等訪問支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	20	20	20	29	30	32
実績	22	21	28			
対前年伸び率	116%	95%	133%	104%	103%	107%

*平成29年度分は見込み

(人日/月)



④ 居宅訪問型児童発達支援（新設）

平成30年度(2018)に新設されるサービスで、重症心身障がい児等の重度の障がい児等で児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

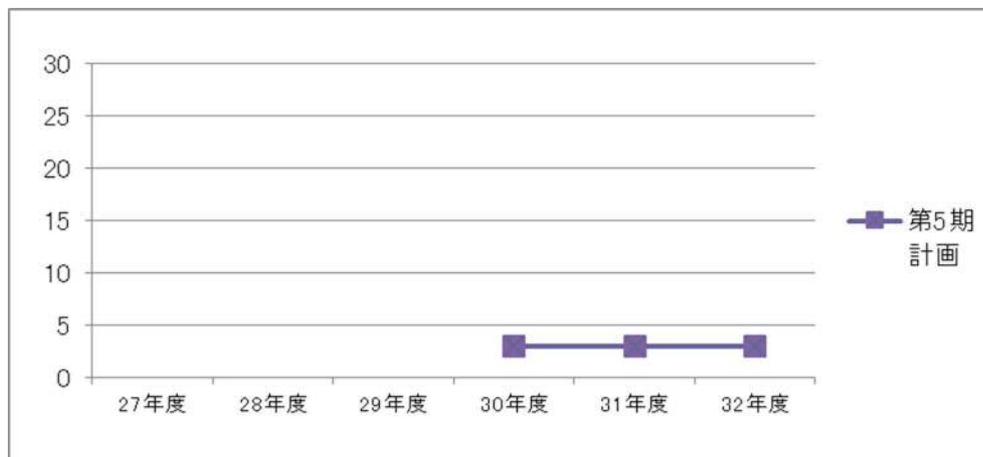
【計画目標】

平成30年度(2018)以降、数人程度の利用希望があると把握しており、2事業所が参入を検討しています。

(人日/月)

居宅訪問型 児童発達支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	3	3	3
実績	-	-	-			
対前年伸び率	-	-	-	-	100%	100%

(人日/月)



(2) 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

障がい児通所支援の申請や変更の申請に係る障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行います。

【達成状況及び計画目標】

第4期計画期間は、計画値を大きく上回る利用実績となりました。障がい児通所支援の利用者が増加傾向のため、今後も利用増を見込みます。

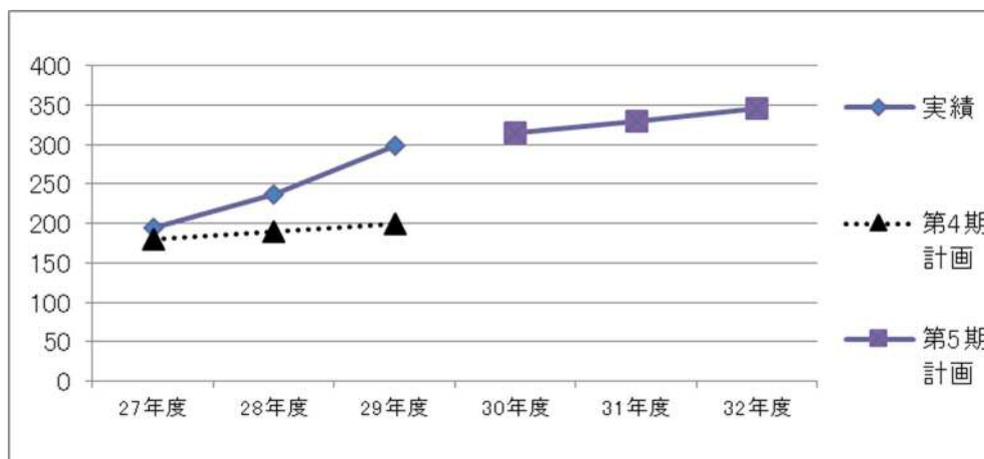
相談支援専門員が不足している状態であり、提供体制確保に努めます。

(人/月)

障がい児相談 支援	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	180	190	200	314	330	346
実績	195	236	299			
対前年伸び率	105%	121%	127%	105%	105%	105%

*平成29年度分は見込み

(人/月)



4. 地域生活支援事業の達成状況と目標

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

平成28年(2016)4月に、障がい者差別解消法が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②障がい者等から申出があった場合の合理的配慮の提供義務が規定されました。本市では、障がい者等の差別解消に関する市民の理解促進と啓発を図るため、平成28年度(2016)及び平成29年度(2017)において、出前講座、講演会、街頭啓発等の活動を実施しました。また、障がい者差別解消の啓発活動にあわせて「あいサポート運動」(※1)に関する啓発を行い、障がい種別ごとの様々な特性に対する理解の促進と、障がい特性に応じた援助や配慮の実践の必要性についての啓発を行いました。

引き続き、障がい者等への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、障がい者やその家族が自発的に行う交流活動等に対して支援を行っています。

第4期計画期間の利用団体は1団体で、障がい者の家族会連絡組織が実施する講演会、交流会に対する支援を行いました。

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き支援を行うとともに、本事業の利用促進を図ります。

自発的活動支援		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用団体数 (団体/年)	計画値	1	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1			
	対前年伸び率	100%	100%	100%	200%	100%	100%
利用者数 (人/年)	計画値	40	70	70	50	50	50
	実績	27	24	25			
	対前年伸び率	68%	89%	104%	200%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

※1 あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある方に「ちょっとした手助け」を行うことで、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる運動。平成21年(2009)に鳥取県でスタートし、平成23年度(2011)からは鳥根県と鳥取県の共同事業として推進している。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の課題に基づき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。あわせて、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行っており、市内の9事業所に委託しています。この9事業所には、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対する住宅入居支援事業についても委託しています。

また、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言、相談等を行い、相談支援の機能強化を図ることが期待できる2事業所に対し、相談支援機能強化業務を委託しています。

相談は、平成26年度(2014)は43,447件、平成27年度(2015)は47,767件、平成28年度(2016)は53,951件と毎年度増加しており、主な相談内容は障がい福祉サービスの利用等に関するもの、健康医療に関するもの、不安の解消・情緒安定に関するものです。

今後も、相談件数の増加傾向は続くと見込みます。相談からスムーズに障がい福祉サービス等の利用に繋がるよう努めていく必要があります。

相談支援事業 (箇所/年)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	9	9	9
実績	9	9	9			
対前年伸び率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み



(4) 成年後見制度利用支援事業等

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な場合、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産管理をしたりすることが難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な障がい者等が不利益を受けないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

本市では、制度が始まった平成12年(2000)当初から制度の利用促進に積極的に取り組み、「出雲成年後見センター」と市社会福祉協議会内の「いずも権利擁護センター」と連携し、判断能力の不十分な障がい者等を支援しています。平成29年(2017)3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、制度利用者がその人らしく、安心して地域生活を送ることができるよう、制度の運用や地域連携ネットワークづくりに一層努めます。

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が望ましい者で、親族がいない場合や親族からの成年後見申立て手続きが期待できない場合は、本人保護のため、市長による申立てを行います。この場合の申立て費用も、本人の状況によっては、市が負担します。また、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任した後に、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合は市が助成し、本人の財産や生活を守ることができるよう支援しています。

成年後見人等が適切な活動を行うことで、本人の生活を守ることができるよう、成年後見センター、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、入所施設等とのネットワークづくりを進め、さらに連携を強化していきます。

第4期計画期間の成年後見制度利用支援事業利用件数は年間数件であり、今後も横ばいの利用を見込みます。

(件/年)

成年後見制度 利用支援事業 (市長申立て)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	2	2	2	3	3	3
実績	2	3	3			
対前年伸び率	200%	150%	100%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

(件/年)

成年後見制度 利用支援事業 (報酬助成)	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	4	4	4	4	4	4
実績	3	3	5			
対前年伸び率	100%	100%	167%	80%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

② 成年後見制度法人後見支援事業

権利擁護支援の必要なケースが多様化する中、個人後見では後見業務の負担が大きい場合などに、法人としてチームで支援することにより成年後見人等を確保する「法人後見」があります。本市では、市社会福祉協議会が法人後見を実施しています。

法人後見には、被後見人が比較的若年である場合などに長期的（継続的）に後見業務が行えることや、複数の分野の担当者で対応することにより専門的支援を行うことができるというメリットがあります。その一方で、役割分担の結果、被後見人にとって支援者があいまいになりやすい面もありますが、組織として被後見人に寄り添い、法人後見のメリットが最大限に活かされるよう、引き続き法人後見の取組を支援し、普及と啓発に努めます。

③ 市民後見推進事業

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人等になることがほとんどでしたが、平成24年(2012)には親族以外の第三者が後見人に選任される件数が全体の約52%となり、制度開始以来、初めて第三者後見人が親族後見人を超えました。平成28年(2016)には、第三者後見人が全体の約72%となっています。

本市においても、第三者後見人の必要性がさらに増えることが予想される中、平成25年度(2013)から平成26年度(2014)までの2か年をかけて「市民後見人」の養成を行いました。今後、関係機関の協力のもと、市民後見人バンク登録者の活動を支援していきます。

(5) 意思疎通支援事業

本市は、平成29年(2017)9月に島根県内で初めての条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」を施行しました。この条例は、手話は言語であることや手話による意思疎通が円滑に図られる必要があることなど、手話への市民の理解を深め、手話の普及を推進することを目的としています。

本市では、条例に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図るとともに、聴覚障がい者の特性に応じて手話、要約筆記等の意思疎通支援に取り組み、

ろう者とりょう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします。

<条例に基づき実施する施策>

- ① 手話に触れる機会の拡大
- ② 手話を学ぶ機会の確保
- ③ 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大
- ④ 手話による意思疎通支援の充実
- ⑤ 手話通訳者等の育成及び確保
- ⑥ その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援

難聴者、中途失聴者など聴覚障がい者の社会参加促進を図ることを目的として手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行っています。手話通訳者等派遣事業の実利用者数は、約40人の横ばいで、利用者は固定化傾向にあります。

また、意思疎通支援者の養成を目的として、入門編・基礎編の2年間の講座で実施している手話奉仕員養成講座修了者は約15人であり、その内、手話奉仕員登録者数は約10人となっています。また、要約筆記奉仕員のスキルアップを目的とした要約筆記奉仕員フォローアップ研修については、年3回の研修に10人から15人の受講がある状況です。要約筆記者の制度化にともない、現在は、県による要約筆記者の養成事業が行われています。要約筆記は、情報伝達等のための有用なコミュニケーション手段であるため、本市も県とともに、人材確保に努めます。

(人/年)

意思疎通支援事業 手話奉仕員養成事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者等登録者数	計画値	140	140	140	150	150	150
	実績	137	136	136			
	対前年伸び率	98%	99%	100%	110%	100%	100%
派遣事業実利用者数	計画値	45	45	45	50	50	50
	実績	41	42	42			
	対前年伸び率	98%	102%	100%	119%	100%	100%
手話奉仕員新規登録者数	計画値	15	-	15	-	20	-
	実績	9	-	12	-		
	対前年伸び率	60%	-	133%	-	167%	-

*平成29年度分は見込み

*手話奉仕員は2年に1回の登録

(6) 日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障がある障がい者等に対し、日常生活用具及び住宅改修費を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立支援と福祉の増進に資することを目的としています。

第4期計画期間の給付件数は、計画値を下回っていますが、情報・意思疎通支援用具は微増となっています。特に、給付件数の8割以上を占める排泄管理支援用具（ストーマ装具）は身体障がい者手帳（膀胱・直腸）所持者の増加傾向に伴い、今後も給付増を見込みます。

また、平成29年(2017)7月には、給付種目に人工内耳用イヤーマールド、補聴器・人工内耳用乾燥機、視覚障がい者用血圧計の3種目を追加し、これによる給付増も見込みます。

今後も、用具の給付要望等を的確に把握し、給付種目等の見直しを随時検討していく必要があります。

(件/年)

日常生活用具 給付事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	812	837	855	860	866	872
実績	800	775	811			
対前年伸び率	99%	97%	105%	106%	101%	101%

*平成29年度分は見込み

(件/年)

内 訳	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護訓練支援用具	15	12	13	18	19	20
自立生活支援用具	27	12	13	19	19	19
在宅療養等支援用具	32	28	30	39	40	42
情報・意思疎通支援用具	72	53	81	99	101	102
排泄管理支援用具	652	667	671	682	683	685
住宅改修費	2	3	3	3	4	4
計	800	775	811	860	866	872

*平成29年度分は見込み

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、通勤・通学、障がい福祉サービスの利用に係る送迎や社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加に係る外出の支援を行います。本市では、事業開始当初の平成18年(2006)10月から通勤・通学での利用を積極的に推進してきました。さらに、平成29年(2017)7月からは幼児の円滑な通学支援のため特別支援学校幼稚部の通学も対象としました。また、障がい者等一人に対する個別移動支援のほか、複数の障がい者等に対する集団移動支援も実施しています。

利用者数、利用時間数ともに第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。利用者数は微増ですが、利用時間は減少傾向にあります。集団移動支援は、研修会等への参加や通学のため、平成27年度(2015)は37人、平成28年度(2016)は39人の利用がありました。

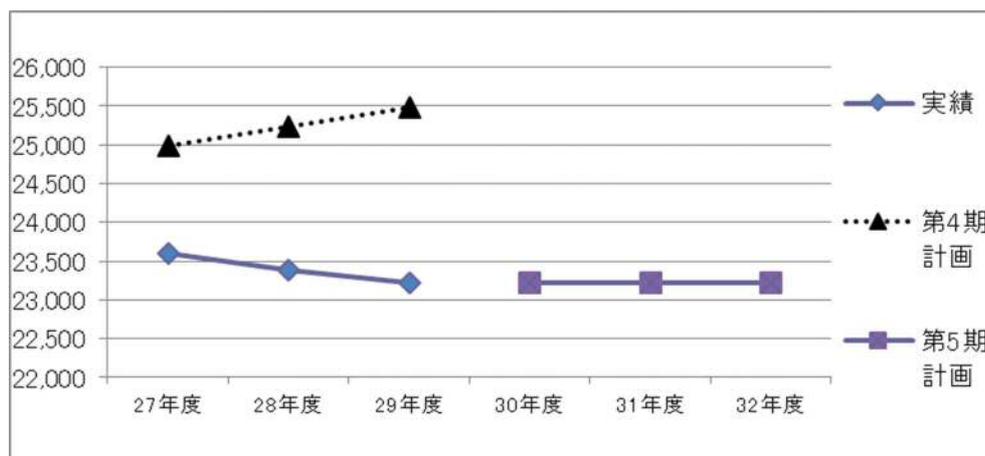
利用の大きな変動要因がないため、横ばいの利用を見込みます。今後も障がい者等の社会参加促進のため、適切なサービスの提供に努めます。

(時間/年)

移動支援事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	24,982	25,231	25,483	23,214	23,214	23,214
実績	23,603	23,393	23,214			
対前年伸び率	100%	99%	99%	100%	100%	100%
実人数	422	423	434	443	452	461

*平成29年度分は見込み

(時間/年)



(8) 地域活動支援センター事業

障がい者の通所を通して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として事業を実施しています。

① 障がい者生活介護型

利用対象者は、施設入所者のうち障がい支援区分3（50歳以上は障がい支援区分2）施設入所者以外では障がい支援区分2（50歳以上は障がい支援区分1）以下と認定された身体障がい者、知的障がい者、難病患者等で、機能訓練や社会適応訓練等が必要と認められる者に対し実施する事業です。

第4期計画期間は、計画値を下回る実績となりました。平成28年度(2016)以降の利用者数が減少した要因は、障がい支援区分が変更となり障がい福祉サービスの生活介護利用へ移行したためです。

今後、新規登録事業所は見込めないため、第5期計画では、実施事業所、利用定員ともに横ばいになると見込みます。引き続き、利用対象者の活動の場として確保していきます。

(人/年)

障がい者生活 介護型	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	8	8	8	5	5	5
実績	8	4	5			
対前年伸び率	89%	50%	125%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

② 精神障がい者通所型

利用対象者は、機能訓練、社会適応訓練等が必要と認められる精神障がい者です。通所者に対し、日常生活訓練や家事訓練等の訓練、会話、生活マナー等の社会適応訓練、創作的活動及び生産活動、食事の提供を行います。

第4期計画期間の利用者数は、ほぼ横ばいでした。

今後も利用者の大きな変動はないため、利用は横ばいになると見込みます。

引き続き、利用対象者が安定した通所ができるよう、精神障がい者の相談支援の拠点施設である市内の事業所に事業を委託します。

(人/年)

精神障がい者 通所型	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	210	210	210
実績	212	210	210			
対前年伸び率	98%	99%	100%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

③ 障がい者共同作業所移行型

利用対象者は、社会的自立のための活動の場の提供が必要と認められる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等です。利用対象者に対し、創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会的自立を図ることを目的としており、目的に合致する市内の事業所に補助金を交付しています。

第4期計画期間の利用者数は、横ばいでした。今後も利用の大きな変動要因がないため、利用は横ばいになると見込みます。

(人/年)

障がい者共同 作業所移行型	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	-	-	-	18	18	18
実績	18	18	18			
対前年伸び率	120%	100%	100%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み

【地域活動支援センター 箇所数】

地域活動支援 センター	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	8	8	8	8	8	8
実績	8	8	8			
対前年伸び率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

*平成29年度分は見込み



(9) 訪問入浴事業

身体障がい者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、居宅において入浴サービスを実施しています。

第4期計画期間は、計画値を下回る利用実績となりました。

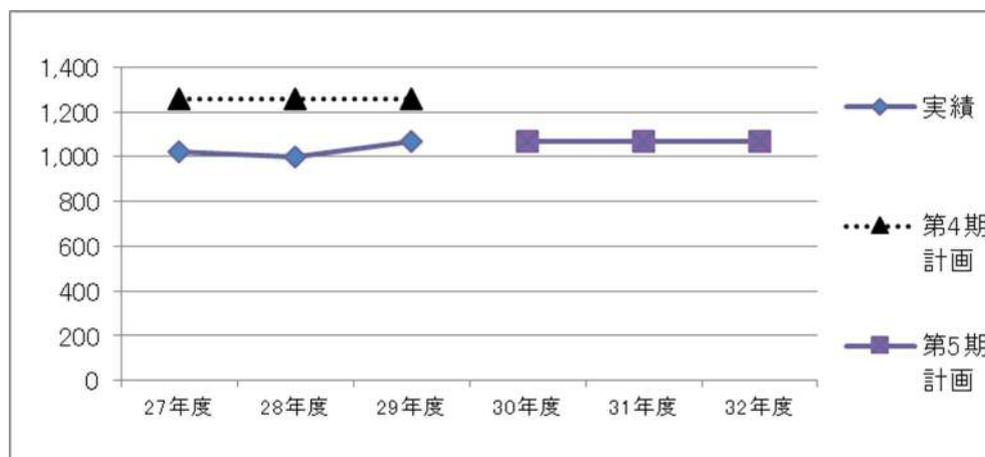
事業の実施にあたっては、看護師等の専門職の確保や地域差の解消を図ること等、体制の整備が課題です。

(回/年)

訪問入浴事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	1,260	1,260	1,260	1,066	1,066	1,066
実績	1,024	1,001	1,066			
対前年伸び率	100%	98%	106%	100%	100%	100%
実人数	16	16	16	16	16	16

*平成29年度分は見込み

(回/年)



(10) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に対し、日中における活動の場を確保し、家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

利用者、利用回数とも第4期計画期間を上回る利用実績となりました。利用者については、全体の70%強を18歳未満の児童が占めています。この状況は、平成25年度(2013)以降続いています。また、18歳以上の利用者については、微増傾向にあります。

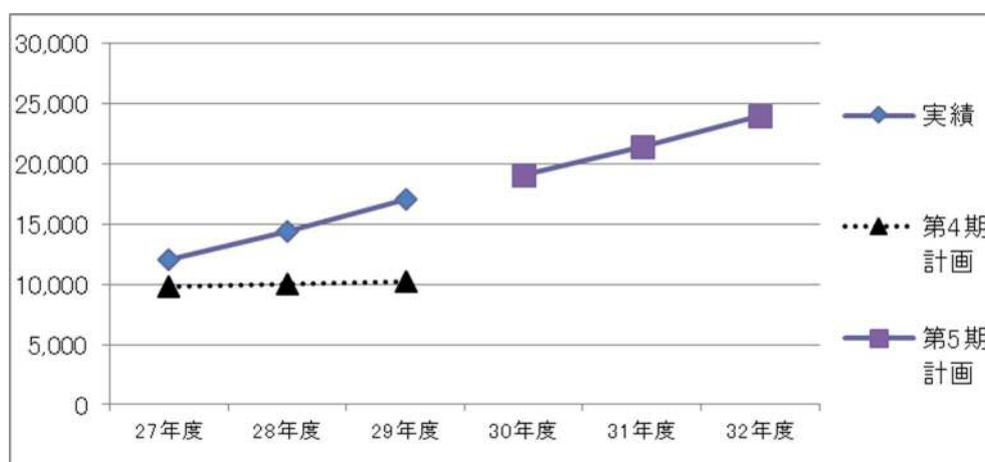
家族の介護の負担軽減の期待があるため、今後も利用増を見込みます。引き続きニーズに応じた利用ができるよう努めます。

(時間/年)

日中一時支援事業	第4期			第5期		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	9,792	9,987	10,186	19,130	21,426	23,997
実績	12,056	14,353	17,080			
対前年伸び率	112%	119%	119%	112%	112%	112%
実人数	225	241	255	273	292	312

*平成29年度分は見込み

(時間/年)



第4章 障がい者等の自立に向けた事業の推進

1. 事業の現状と今後

(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援

平成24年(2012)10月、障がい者虐待防止法が施行され、「出雲市障がい者虐待防止センター」を福祉推進課内に設置しました。センターでは、虐待の相談・通報の届出を受けて、事実確認のための調査を行っています。養護者からの虐待と判断した場合には、は、本人の一時保護（措置入所）、障がい福祉サービスや権利擁護制度の利用開始等の対応と同時に、虐待をした養護者に対する助言、支援等も行っています。また、障がい者福祉施設従事者による虐待と判断した場合は、施設に対して虐待防止のための体制整備や、職員研修の徹底を求めるなど、指導を行い、再発防止を図っています。

一方、様々な虐待事案に対応するためには、専門的立場からの指導助言や支援が必要な場合があり、本市では出雲市障がい者虐待対応専門家チーム（※1）を設置し、事案に応じて召集する体制を整備しています。また、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、労働関係機関等の協働による虐待事案への対応により、改善を図っています。今後も、他機関と協力・連携を図り、広報活動や研修を実施するなどして、障がい者虐待防止に努めていきます。

■虐待件数

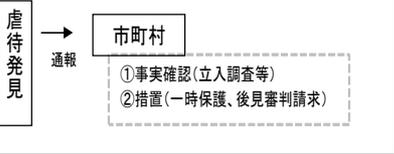
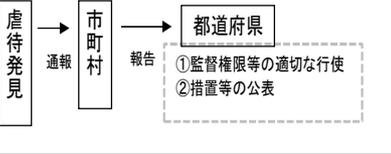
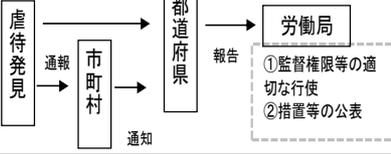
類型	通報件数と結果	26年度	27年度	28年度
養護者による虐待	通報件数	11件	8件	4件
	虐待と判断した件数	6件	3件	3件
施設従事者による虐待	通報件数	4件	4件	3件
	虐待と判断した件数	3件	1件	0件
使用者による虐待	通報件数	1件	0件	1件

※1 出雲市障がい者虐待対応専門家チーム

島根県弁護士会に所属する者、出雲医師会に所属する者、出雲警察署職員、出雲市消防本部職員、出雲市社会福祉協議会職員、障がい者相談支援事業所管理者で構成されている。

虐待防止施策

- 1 何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定、障がい者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障がい者虐待等に係る具体的スキームを定める。

養護者により障がい者虐待	障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保	[設置者の責務] 当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 	[スキーム] 	[スキーム] 

- 3 就学する障がい児、保育所等に通う障がい児及び医療機関を利用する障がい児等に対する虐待への対応について、その虐待等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成28年(2016)4月に障がい者差別解消法が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、②障がい者等から申出があった場合の合理的配慮の提供が義務付けられました。

本市においては、法施行と同時に、障がい者差別に関する相談窓口として「障がい者差別相談センター」を福祉推進課に設置するとともに、障がい者差別に関する個別の困難事案や本市の対応等について協議するため「出雲市障がい者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

平成28年度(2016)における障がい者差別相談センターへの相談件数は7件であり、相談者は、障がい者等本人またはその家族からです。相談内容は、差別的取扱い、障がいに対する理解不足による対応の不備、合理的配慮の不提供等の相談となっています。

■平成28年度(2016)障がい者差別相談センター相談件数

相談事由	相談件数
障がいに対する理解不足	2件
差別的取扱い(直接)	2件
差別的取扱い(間接)	1件
合理的配慮の不提供	2件
計	7件

今後さらに、相談窓口である障がい者差別相談センターの周知を行い、相談があった場合には、相談者の意思を尊重するとともに、個人情報への取扱いに配慮したうえで、関係する機関等との連携を図り、障がい者差別問題の解決に取り組みます。

また、困難ケースや本市としての具体的な措置等が必要と思われる案件に対して、市による調査を行い、出雲市障がい者差別解消支援地域協議会の意見を踏まえて、必要に

応じて助言、指導、勧告等行う等の、障がい者差別問題解決の実効性を高めるための仕組みを構築します。

障がい者差別解消出前講座の実施や、あいサポート運動を推進し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、必要な配慮などへの理解を深めるための啓発に取り組めます。

(3) 障がい者等の芸術文化活動支援とスポーツ振興

① 芸術文化活動支援

本市では、市内の障がい者関係団体等とともに、毎年度「はあとピアいずも（出雲市福祉芸術文化祭）」を開催しています。障がい者等が積極的に文化創造活動に参加し、その成果を発表することによって、社会参加への大きなステップとするとともに、地域の住民とふれあう機会を持つことで、障がい者等への理解と関心を高めてもらうことを目的としています。「出雲市芸術文化振興指針（第2次）」（平成27年度(2015)～平成33年度(2021)）においても、「出雲総合芸術文化祭の推進」の中に位置づけています。平成29年度(2017)で20回目を数えるこの活動を今後も実施していきます。

また、アール・ブリュット（※1）の作家の芸術活動を推進するために発足した団体をはじめ、各種の関係団体において、障がい者等の芸術文化活動の支援が行われています。本市においても、発表の場の提供や周知に努めます。

② スポーツ活動の推進

生涯を通じた生きがいづくりの一つとして、また健康保持・増進のために、スポーツは重要な要素です。近年は、パラリンピックやスペシャルオリンピックス等世界的な大会の認知度も高まり、今後ますますスポーツに取り組む人も増えてくると思われ、その環境整備が求められています。

「出雲市スポーツ推進計画」（平成28年度(2016)～平成33年度(2021)）においては、障がい者等が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供することを基本施策のひとつとして位置づけています。障がい者等の機能回復と健康増進並びに教養文化の向上やスポーツ・レクリエーションと交流の場とするため設置した、サン・アビリティーズいずもをはじめとしたスポーツ施設の利用促進に取り組むとともに、障がい者スポーツ大会等のスポーツ活動の推進を図ります。

※1 アール・ブリュット

「加工されていない生（き）のままの芸術」という意味のフランス語。画家のジャン・デュビュッフェが1945年頃に考案した言葉で、美術の専門教育を受けていない人たちが、全く個人的かつ独創的な方法でつくった絵画や造形のこと。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、すべての市民が障がいと障がい者等に対する理解を深めるとともに、行政はもとより、障がい者等、地域、学校、関係機関、団体、企業等がお互いに連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。

また、本計画の施策は、子育て、保育、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野にわたっており、庁内関係部署の協力も不可欠となっています。関係部署が一体的に施策を推進していくために、連携を深めていきます。

2. 計画の進行管理

計画を推進するために、障がい者総合支援法第88条の2及び児童福祉法第33条の21には、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することや必要な措置を講じることが規定されています。

本市においては、学識経験者、障がい者、関係行政機関、サービス事業者、関係団体等の代表者で構成する「出雲市障がい者施策推進協議会」において、毎年、計画の進捗状況の点検及び評価（中間評価）を行うこととし、必要があると認めた場合は計画の変更等を行います。

3. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織体制と活動

本市障がい福祉計画の進行管理を担う「出雲市障がい者施策推進協議会」（平成19年度(2007)～平成25年度(2013)は出雲市障がい者自立支援協議会）は、障がい者福祉に関する複数の組織で構成することにより、より多くの関係者が関与でき、多様な意見を取り入れることができる組織としています。

(1) 組織

本市では、「出雲市障がい者施策推進協議会」の活動を進めるために、次の5つの組織で活動を展開します。

- ① 推進協議会(推進会議)・・・年2～3回開催
- ② 運営会議・・・サービス調整会議終了後に毎月開催
- ③ サービス調整会議・・・毎月開催
- ④ 専門部会・・・部会ごとに年6～10回程度開催
- ⑤ ネットワーク会議・・・随時開催

(2) 各組織の現状と役割

① 推進協議会（推進会議）

障がい者等が安心して生活できる地域社会の実現、自立と社会参加の推進を図ることを目的として関係者が協働して地域の課題や支援施策等の協議を行っています。

本市障がい者計画、本市障がい福祉計画、本市障がい児福祉計画の策定・変更・進捗管理、障がい者施策の総合的・計画的推進について必要な事項及び実施状況を把握し、障がい者施策の推進について市長の諮問に応じ、調査審議し、意見をまとめ提案する役割を担っています。

② 運営会議

本市が委託する機能強化相談支援事業所、相談支援事業所、各専門部会の部長、行政で構成している運営会議は、サービス調整会議、ネットワーク会議の事務局として、抽出された課題の各会議への振り分け、専門部会における課題整理や進捗状況管理を行っています。

平成29年度(2017)からサービスの質の向上のための「人材育成」機能として、相談支援専門員、サービス管理責任者等の研修等を行っています。

今後も障がい者施策推進協議会の全体調整の役割を果たしていきます。

③ サービス調整会議

障がい福祉サービス利用者等の個別のケアマネジメント等を行うことを目的に、毎月開催しています。事例検討をとおして地域課題を抽出し、地域の支援施策等の協議を行いサービス等利用計画作成に役立てています。また、法律の改正にともなう制度の学習など年1、2回研修会も実施しています。

構成メンバーは、指定特定相談支援事業所（市内26事業所）と本市の健康、児童福祉、青少年担当者、教育担当者、そして関係機関として、出雲保健所、市社会福祉協議会（いずれも権利擁護センター）、高齢者あんしん支援センター、島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ、特別支援学校です。

今後も事例検討や研修会を通して参加者のスキルアップを図り、サービスが公平・中立に行えるように、また、サービス等利用計画の質の向上をめざして、相談支援事業所と協働して開催します。

④ 専門部会

テーマ別課題の研究と検討、地域課題の解決、推進協議会への提言を行います。それぞれの部会で年間計画に基づきテーマに沿って自主的に活動をしています。また、必要に応じて部会関係者の協力が得られる体制となっています。専門部会は、新たな地域課題に速やかに検討・対応するために新設、統合、廃止等ができるようにしています。

平成28年度(2016)に相談支援専門員全員をとおして福祉サービス利用者等やその

家族からの地域課題を取りまとめました。160件の地域課題の提出を受け、カテゴリごとに整理し、重要課題別に専門部会を再編成しました。平成29年度(2017)から新たな5つの専門部会で活動を開始しています。

ア. つながる専門部会

連携をキーワードに「介護保険とつながる」「地域（コミュニティセンター）とつながる」について検討していきます。

イ. 暮らし専門部会

山間地域での移動支援、居場所づくりをテーマに現状、課題をまとめ、提供されるサービス等の質や量を市中心部に近づけるための検討をしていきます。

ウ. じりつ専門部会

障がい者が、安心して住み慣れた地域で生き生きと暮らすための地域移行・地域定着が図れるよう住居の確保について検討していきます。

エ. こども専門部会

障がい児の過ごしの場所について課題を整理、検討を進めます。また、重症心身障がい児の相談支援のスキルアップを図ります。

オ. ささえる専門部会

福祉サービス事業所のサービス管理責任者同士の連携が図れるようになるために情報を共有し、サービス管理責任者の資質の向上をめざします。

⑤ ネットワーク会議

専門部会、サービス調整会議、運営会議での意見をもとに、障がい福祉サービス事業者間や介護保険関係者等で障がい者福祉施策に関する情報交換・情報共有を行い、サービスの質の向上のため協議を行うとともに、研修を行っていきます。

平成29年度(2017)から就労支援に関する関係機関（企業・福祉・行政・教育等）で構成する「就労支援ネットワーク会議」を設置しました。就労支援ネットワーク会議では、就労事業所えんむすび見学ツアー、jobガイダンス、ワールドカフェなど関係機関が協働して事業を実施し、障がい者の就労定着に向けた課題に取り組んでいます。

(3) 専門部会活動の成果 【平成27年度(2015)～平成28年度(2016)】

	目 標	成 果	課 題
就労支援専門部会	①就労支援事業所間の連携 ②就労アセスメントのスムーズな実施に向けてのシステムづくり	①就労支援事業所の交流を図り、他事業所の状況を知ることにつながった。 ②養護学校卒業時の利用者を中心に就労アセスメント実施の手順を共有できた。	・就労アセスメントの方法についての見直し ・就労定着への支援
地域移行支援専門部会	①周辺地域の移動手手段の把握 ②地域における障がい者の居場所に関するニーズ把握 ③介護保険制度へのスムーズな移行に向けた課題の抽出、共有	①移動手手段に関するニーズ調査を実施した。 ②居場所について、民生委員と情報共有の場をもつことができた。 ③研修会を行い、介護保険制度移行に関する課題を共有できた。	・移動手手段に関するニーズについてさらに把握が必要 ・居場所づくり ・介護保険制度移行に関して、ケアマネとの連携
相談支援専門部会	①相談支援専門員の質の向上 ②サービス管理責任者等と相談支援専門員の連携強化	①研修テーマごとに基礎編、経験者編を実施し、相談員全体のレベルアップを図った。 ②サービス管理責任者等と相談支援専門員の協働研修を行い、顔の見える関係づくりを行った。	・市内相談支援専門員全体の質の向上
障がい児支援専門部会	①地域で子どもを支える機関との関係づくり ②障がい分野における在宅療養ファイルの活用及び周知	①児童クラブ支援員から児童クラブの状況を聞き、連携の必要性を再確認した。 ②在宅支援療養ファイルについて、部会メンバーを中心に活用法等を確認した。	・福祉サービスだけでなく、市全体で居場所の必要な児童の支援を考える必要がある。
養護学校連携部会	①学校生活から地域へのスムーズな移行へのシステムづくり	①出雲養護学校と相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携を図り、体制を整えることができた。	・部会で構築した支援体制を基に継続して支援を行う。

(4) サービス調整会議の状況

【平成27年度(2015)実施内容】

開催月	内 容	参加者
4月	事例検討 「就労移行支援利用の知的、発達障がいの方への支援」	43名
5月	事例検討 「重度心身障がい児への支援と家族支援」	39名
6月	研修会 難病対策について（出雲保健所） 指定難病の制度について 難病患者のケアマネジメントの実際	47名
7月	事例検討 「発達障がいのある方への支援」	47名
8月	事例検討 「出雲養護学校高等部1年生の事例に対する支援」	44名
9月	事例検討 「入退院を繰り返す精神疾患のある方の地域移行支援」	36名
10月	研修会 出雲市障がい者施策推進協議会について ～平成19年出雲市自立支援協議会の設置～ 相談支援のポイントについて 就労支援アセスメントの流れについて	40名
11月	テーマ別検討会 「介護保険への移行について」	42名
12月	事例検討 「認知症の父と2人暮らしの知的障がいの方への支援」	37名
1月	事例検討 「知的障がいのある方の家庭支援」	39名
2月	事例検討 「がん末期の知的障がいのある方への支援」	41名
3月	研修会 「障がい者虐待の未然防止について」 島根県障がい福祉課 石田強 グループリーダー 助言 錦織法律事務所 金山孝治 弁護士	85名

【平成28年度(2016)実施内容】

開催月	内 容	参加者
4月	事例検討 「発達障がいのある方に対する支援」	47名
5月	事例検討 「介護保険へ移行する精神疾患のある方の支援」	47名
6月	相談支援専門部会：計画相談書類作成マニュアル説明会 地域移行支援部会：「遠隔地の障がい者の交通手段に関するアンケート」結果報告	64名
7月	事例検討 「金銭管理に課題のある精神障がいのある方への支援」	45名
8月	福祉サービス事業所説明会（特別支援学校保護者、教職員向け） （参加事業所24か所）	約60名
9月	事例検討 「60歳代で発達障がいがあると思われる方への支援」	53名
10月	事例検討 「不登校傾向のある児への支援」	39名
11月	事例検討 「通所が継続してできない知的障がいのある方の支援」	46名
12月	地域課題のカテゴリー分類 平成29年度専門部会再編成に向け、各相談支援専門員が提出した地域課題（全160項目）をカテゴリーに分類 （運営会議にてカテゴリー分けされたものを整理、検討）	48名
1月	事例検討 「知的障がいのある方の家庭支援」	43名
2月	研修会 「障がい者差別解消法、改正障がい者雇用促進法について」 錦織法律事務所 金山孝治 弁護士	41名
3月	事例検討 「精神疾患のある方への生活支援」	44名

第5期出雲市障がい福祉計画

第1期出雲市障がい児福祉計画

平成30年度(2018)～平成32年度(2020)

発行

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市 健康福祉部 福祉推進課

TEL 0853-21-2211 (代)

FAX 0853-21-6598

大好き
★
出雲!

